

令和8年第2回安平町議会定例会会議録（第2号）

令和8年3月6日（金曜日）午前10時00分開会

- 1 招集年月日 令和8年3月6日（金曜日）
- 2 招集の場所 安平町議会議場
- 3 出席議員（9名）
議席番号
1番 工藤 秀一 2番 米川 恵美子 3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美 7番 三浦 恵美子 8番 箱崎 英輔
9番 内藤 圭子 11番 梅森 敬仁 12番 多田 政拓
- 4 欠席議員（1名）
10番 高山 正人
- 5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者
町長 及川 秀一郎
教育長 井内 聖
代表監査委員 小川 誠一
- 6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者
副町長 田中 一省
総務課
総務担当課長 岡 康弘 情報担当課長 池田 恵司
政策推進課
まちづくり担当課長 山口 崇 企画財政担当課長 木林 一雄
税務住民課
税務戸籍担当課長 奥田 浩司 生活環境担当課長 佐々木 智紀
産業振興課
産業振興担当課長 森池 和哉
建設課
土木公園担当課長 塩谷 慎嗣 施設担当課長 伊藤 富美雄
健康福祉課
国保介護担当課長 阿部 充幸 健康福祉担当課長 小板橋 憲仁
水道課
水道担当課長 谷村 英俊 下水道担当課長 佐々木 貴之
住民サービス課 兼 商工観光課
総合支所長 村上 純一
- 7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育委員会

社会教育担当次長 渡 邊 匡 人 学校教育担当次長 佐々木 英 生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局 長 石 塚 一 哉 主 幹 鈴木 慎 二

○ 議 事 日 程 （第2号）

日程番号	議案番号	付 議 案 件
日程第1		会議録署名議員の追加指名
日程第2		一般質問
日程第3	議案第8号	安平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
日程第4	議案第9号	安平町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第5	議案第10号	安平町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第6	議案第11号	安平町特定職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案第12号	安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案第13号	安平町米麦乾燥調製施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第26号	安平町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	議案第14号	安平町米麦乾燥調製施設の指定管理者の指定について
日程第10	議案第15号	安平町野菜共同出荷場の指定管理者の指定について
日程第11	議案第16号	安平町児童館の指定管理者の指定について
日程第12	議案第17号	財産の無償貸付について（早来地区児童福祉複合施設の土地及び建物の一部）
日程第13	議案第18号	令和7年度水道事業会計未処理分利益剰余金の処分について

日程第14	議案第19号	令和7年度下水道事業会計未処理分利益剰余金の処分について
日程第15	議案第20号	令和8年度安平町一般会計予算について
日程第16	議案第21号	令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第17	議案第22号	令和8年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第18	議案第23号	令和8年度安平町介護保険事業特別会計予算について
日程第19	議案第24号	令和8年度安平町水道事業会計予算について
日程第20	議案第25号	令和8年度安平町下水道事業会計予算について
日程第22	意見案第1号	高額療養費制度の負担上限引き上げの撤回を求める意見書(案)について
日程第23	意見案第2号	非核三原則の堅持と法制化を求める意見書(案)について
日程第24		議員派遣の件について
日程第25		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第26		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第27		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の追加指名 ～

日程第15 議案第20号 令和8年度安平町一般会計予算について

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名し、2日目以降の会議録署名議員の欠席届出に伴い、さらにもう1人を追加指名した。

3番	小笠原 直 治	
10番	高 山 正 人	
1番	工 藤 秀 一	(追加指名)

会 議 の 顛 末

◎ 再開・開議宣告及び議事日程の報告

- 議長（多田政拓君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。会議の前にご報告します。10番高山議員より葬儀のため本日以降の会議を欠席するとの届出がありますのでご報告します。
- 只今の出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、只今から令和8年第2回安平町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
-

◎ 日程第1 会議録署名議員の追加指名

- 議長（多田政拓君） 日程第1、会議録署名議員の追加指名を行います。本定例会の会議録署名議員であります高山議員の欠席に伴い、安平町議会会議規則第123条の規定により議長が会議録署名議員の追加指名を行います。
- 追加する会議録署名議員に1番工藤秀一議員を指名します。
-

◎ 日程第2 一般質問

- 議長（多田政拓君） 日程第2、一般質問を行います。
- 昨日に引き続き通告順に発言を許します。9番、内藤圭子議員の一般質問を許します。

【通告No.3 9番 内藤 圭子】

〔内藤議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） 9番内藤です。私は町内の外国人の皆さんにとって安平町は住みやすいのかというテーマで一つ聞きたいと思います。
- 現在、安平町に住む外国人の方は200名ほどと定例会の事務報告で報告されていて、安平町にある企業の貴重な働き手となっています。一方、今年の企

業倒産の理由の50%が人手不足によるというデータがありました。人手不足が深刻な問題だとわかります。政府は2027年から外国人労働者の受け入れ制度を変更します。これまでの国際貢献を目的とした技能実習生から人材確保と育成を目的とした育成就労に変わり、最長3年の間に特定技能1号に合格するスキルを習得し、より長く日本で働いてもらえるようにするための制度変更です。2030年までは技能実習との併用や転職の柔軟化、受け入れ人数の上限を決めた上での永住要件の緩和など、より多くの外国人が日本で働ける環境を整えようとしています。この制度変更により、これまでより多くの外国人の方が安平町に住む可能性があるのではないのでしょうか。安平町に住んでいれば日本人か外国人かに関わらず誰もが安平町民です。町民なら誰もが等しく住民サービスを受けられるのは当然のことなので、そのための環境整備や仕組みづくりをする必要があると考えます。その結果、外国人の皆さんに選ばれる町になれば、それは日本人の皆さんにも選ばれる町になると考えます。これらを踏まえ安平町内の外国人の皆さんの現状と今後について質問します。

1番。現在、安平町には何か国、何名の外国の方が住んでいますか。また、お子さんがいらっしゃる家族もいますか。

〔奥田税務戸籍担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 令和7年12月末現在の状況で答弁させていただきます。24か国204名でして、外国籍のいる子が居る世帯ですが、18歳未満ですが3件で5名となっています。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） この中で働いている方の数は、概算でいいので大体どれぐらいかお願いします。

〔奥田税務戸籍担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君） ちょっと古い数字になりますが、令和7年の住民税の課税ベースでお答えさせていただきます。令和7年の課税ベースで言いますと、1月1日現在で安平町に住民票があった方という捉えでお願いしたいのですが109名となっています。

〔内藤議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） 今まで企業から何か役場に相談などありましたか。
- 議長（多田政拓君） 内藤議員、何の相談かわからなければ。
- 9番（内藤圭子君） 私もこれ迷ったのですが、実に幅広いことが生活していく上で問題になるので。具体的というよりは企業の方からこういうことで困っているんですっていう相談があったかどうかの確認をしたいと思いました。
- 議長（多田政拓君） 答弁できる担当課はありますか。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。
- まちづくり担当課長（山口崇君） 企業と一言で言ってもいろんな業種があるのですが、政策推進課で所管している企業、工業団地等にある企業については具体的にそうした相談は受けていないという認識をしています。

〔内藤議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） このことについては次の質問にも関係するので、そちらでもお聞きしたいと思います。
お子さんがいらっしゃるということなので、学校など親御さんと意思の疎通はどうなっているのかなと思ってお聞きしたいと思います。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。
- 学校教育担当次長（佐々木英生君） 各学校に在籍している方については、子どもたちについては特段配慮等必要がないような状況でして、保護者とのやりとりの中で大体日本語喋れる方はどちらかがということが多いのですが、それ以外の方とコミュニケーションをとる時には例えば翻訳アプリを使用するとかの対応をしています。ただ、アプリを使っただけの対話ですので理解がどれほどされているのかまで、なかなか確認できないところはあるかと思いますが、学校における対応については特段問題なく進んでいる感じです。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 200名ぐらいの外国人が住んでいるということなので、そういう方たち向けの日本語学校、日本語教室みたいなのは考えているかお聞きしたいと思います。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 日本語学校や日本語教室で、例えば日本語というよりも今まで社会教育分野で数は少ないと思いますが何か国際交流的な観点から英会話教室みたいなことはあったと思いますが、今内藤議員がおっしゃっていたような移住定住に伴って204名、そしてお子さん18歳未満で3件5名ということで、殊更その対象に日本語学校だったり日本語教室の今の段階ではニーズはないとは思っています。

また、話せる方も多く、日本語をですね。子どもさんについても学校内では大きな支障は無いということですから、今の段階ではその必要性は認識していませんが、今後の状況によってはそういうこともあり得るのか、ただ日本語をきちんと学んでから来られているという方が非常に多く、私も福祉施設に入った後、会話した時にきちんと日本語で会話ができたものですから。そういったところもありますので殊更外国の方の人数が多いからどうだということよりも、その対象者がどうだということからいくと、今の段階ではそこまで考えてはいません。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） さっきおっしゃった国際交流的なというところで相互理解の意味でもそういう場って作っていただけらいいのではないかなって、私もこれを調べながらそれが日本語学校じゃなかったとしても24か国もあるわけですから、相互理解のための場づくりはやっていっていいのではないかなと感じながら調べていました。

2番の質問ですが、町民と同じように町のサービスは受けられていますか。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） 私の方からは公共交通の観点からお答えしたいと思います。外国の方が安平町の公共交通の仕組みを理解する方法としては、安平町の公式ホームページは外国人住民や観光客向けに自動翻訳機能

を用いた多言語対応を行っていますので、ホームページを通じて安平町の公共交通の仕組みを理解することが可能な状況となっています。

また、そのホームページに詳しい情報で添付していますのが安平町の総合時刻表。4月になりますと町報で皆様の方に各戸配布、A2サイズになるのですがお配りしているものがホームページ上でも見られる形になっています。その時刻表をスマホのGoogleアプリの翻訳機能を活用することでそれぞれの母国語に対して対応することが可能な状況となっていると考えています。

次に外国人の方が安平町の公共交通を実際に利用できているのかという点について、現場の対応状況を追分ハイヤー・あつまバスに聞き取りしました。まずは外国人の利用者数ですが、ハイヤーとデマンドバスでは合わせて月に2・3回程度の利用がある。また循環バスの方では週に2・3回、月ベースに換算しますと8から12回程度の利用をしているというお答えでした。

次に外国人からの問い合わせに対する対応状況です。ハイヤーとデマンドバスの受付窓口を行っている追分ハイヤーの状況としては、片言の日本語やスマホアプリを利用したコミュニケーションを図っていると。またJR利用の外国人のお客さんの場合には、JRの追分駅の駅員さんと連携してつないで英語で対応してもらっていると。その上で追分ハイヤーとして抱えている印象としては町内に在住・滞在する外国人の方は日本語を話せる方が多い印象でした。あつまバスの対応もわかっている単語を並べて何とかコミュニケーションをして対応しているとのことでした。外国人の方々についても、ようやく窓口や運転手等とカタコトの日本語や英語によるコミュニケーションとスマホアプリ等を組み合わせながら、必要最低限でもありますが、安平町の公共交通を利用できる状況になっていると認識しています。

〔内藤議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） まず安平町に移転してきた時に窓口で手続きするわけですが、外国の方が手続きする時に言葉が通じなくて、それが理解してもらっているのかなみたいな時はどのような対応をしているかお聞きします。

〔奥田税務戸籍担当課長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 税務戸籍担当課長。
- 税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 確かに日本語がわからなくて対応に困るケースがあるのですが、先ほどあったとおり本人スマホの翻訳アプリを使ったり、企業の方・支援者の方と電話でやりとりをして住民票をとるといった対応をしています。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） これはその企業で雇用しているわけですから企業の方のサポートって大事だと思うのですが。今現在その企業と役場が連携して何か困りごとを解決した経験ってあるかどうかお願いします。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 質問が幅広なので、例えば自分が外国の関係でいくと地域の方とのコミュニケーションを取る場だったり、安平で行けば安平自治会の方で配慮していただいたり、先ほど内藤議員も質問していただいた交通の、運転免許を持っていない方が多いのでそういったところをきちんと伝える。我々としては、ごみを出すのが難しいよねと、その分別が日本は細かいものですから、それを数年前から聞いていましたので昨年度ご承知のとおり多言語化80か国語で対応できるといった町民の方にはガイドブックということで900分類できるものは配っているのですが、さらにアプリで1800のごみがちゃんとわかるようにアプリも導入しましたし、これは二町組合の中でも報告させていただきましたが、詳細の分析は当然していませんが、利用件数としては外国の方の利用件数が300から500の間、300以上はご利用いただいているということでアプリも利用していただきながら日常生活に対応していただいていると思っていますので、福祉施設とのやりとりの中では困りごとに何かあれば役場だったり地域のところにご相談しながらというお話をさせていただきましたので。それ以外にも各種あるかもしれませんが、今の段階では地域に溶け込みながら何とか、片言の日本語かもしれませんが、住み続けることによって日本語を覚えて一層コミュニケーションを取れるような状況になってきているのかなと。ですから転入してきた時点が一番大変なのかもしれませんが、そういったサポートも先ほど答弁した形の中で企業の方でもサポートしていただいていると認識しています。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ごみの問題が一番暮らしていく中で地域の中で守ってもらえないという声が私も聞こえました。

国は外国人の人をただ地域に住まわせるだけでなく企業と自治体が連携して情報提供しながら、企業がしっかり自治体と結びつくことで企業が外国人

の方たちに正しい情報を届けることでその地域の中で暮らしていけるということで。国に自分の自治体がどんな企業に何人働いているかという情報を渡すというのを私は調べたのですが、その制度はご存知でしたか。

〔村上総合支所長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） ちょっと質問のお答えからズレるかもしれませんが、特定技能の就労者が所属している企業は、町からその外国人の方が町に住むにあたって町がいろいろなごみの問題とか先ほど出ていましたが、町からの協力要請に対して協力しますというのを企業側の方で確認書を出すようになっていまして。その手続きは去年の春から始まっているのですが、今のところ町内外の企業さんから17ほど協力確認書はいただいています。お答えになっていきますでしょうか。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 私が調べたのは国が把握している外国人労働者の雇用情報を自治体へ提供する制度となっていたのですよね。自治体がどこの企業に何人と把握することで企業と自治体が連携してその外国人のサポートをしていくことが今回調べている中で出てきたのですが。今、言われたことでそれで外国人のいらっしゃる企業が把握されているのでしたら私が言いたいことは結局その外国人が移住してきた時に一番身近にいる人たち、つまりそこに住んでいる自治体の人たちがお世話をすることが第一歩かなと思っているのですが。その企業がしっかり理解することで、もっと情報が移住してきた方にきちんと渡すことができるのではないかなと思って。それで自治体と企業が連携することがすごく大事ではないかなって今回いろいろ調べていく中で思いました。安平町の場合はまだそんなに問題が起きていないということでしたので、自治会の方たちの努力などでそういうトラブルもなく暮らしていけるのかなって今までの話で感じたのですが。

次の質問になるのですが、令和4年6月の定例会の他の議員の一般質問で答弁されていますが、外国人の住民の利便性推進について町の第3次総合計画に盛り込む考えはありますか。

〔木林企画財政担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 企画財政担当課長。

○企画財政担当課長（木林一雄君） 厚生労働省の発表では、日本国内における

外国人労働者は急速に増加している旨発表がなされています。一方、安平町においても先ほど報告がありましたとおり外国人は増加していますし、今後さまざまな国籍の外国人が増加するものと予測されます。

このような中、現在第3次安平町総合計画の策定の作業準備を進めていますが、その際の町民アンケートの回答の中にも外国人のごみ投げなどのルールを守れないことを懸念する回答が数件ありました。今回のアンケートは総合計画に特化したアンケートですので数件だったのですが、これが多分外国人との共生を主題としたアンケートになるともう少し件数は増えるのかなという見込みを持っています。よって外国人に町内で生活をしていただくための支援・サポートとともに外国人を受け入れる地域の不安の解消とかコミュニケーションの取り方など、外国人を町民として支える・迎える対策を総合計画の中に、書きぶりは今まだ策定作業の初期の段階ですのでどういう書きぶりになるかは明確にお答えできませんが、いずれにしても現在、策定作業中の3次総合計画の中で触れていく考えです。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 盛り込まれるということで理解します。

私たち日々の暮らしの中で今回質問するにあたっていろんな人に聞いてみたのですが、何となく怖いという声が案外若い人たちから聞こえたのが驚いたのですが。私は若い時に海外で1年以上お世話になって言葉の通じない中にいきなり放り込まれて、そこでいろんな人たちに親切にされて本当によい1年間を過ごすことができたんですね。そういう体験があるので、何もわからないところに来た人たちができるだけ困らないで生活できるようなサポートって身近な人が一番それを担うことになってしまうのですが、でもまず移動してきた窓口が親切だったら随分印象が変わるのではないかなって感じました。今、総合計画に何という言葉で盛り込むかはわからないということだったのですが、ぜひ親切な気持ちを忘れないで対応してほしいなと思います。

今、私は具体的にそんなに接点は無いのですが、例えば安平の郷って安平地域にあるのですが、そこはミャンマーの方が住んでいて、かわいらしい女の子たちで、安平の冬祭りの時にミャンマーのお菓子を紹介して皆さんに一生懸命売っていたんですね。こんな小さな取り組みですが、そういうことが共生社会の担い手になっていく礎になっていくのではないかなと思って、町が今度どんな取り組みをしていくかを期待するということとともに、こういう気持ちで受け入れるってことは外国人の方だけでなく移住者にとっても住みよい町ではないかなと感じるので、ぜひこの町の取り組みをよろしくお願いします。

そして2番の質問に移ります。以前請願を行った産業廃棄物処分場の現状と今後について。この計画が立ちあがったのは10年ほど前ですが、私がこの計画を知ってから5年半になります。計画を知って以来、署名活動や請願を行い住民グループを立ち上げて学習会などを開いてきました。その結果、町民も議会も行政もこの産廃計画に高い関心を持って見守っている状況であり、現在は今も北海道の産廃設置許可が出たままの状態に変わりません。しかし、工事は始まっていません。

町長は先日の環境フォーラムで、この産廃計画を取り上げて状況をお話されました。その計画の内容は初めてのことが多く、議会に説明や報告がされていないと感じました。産廃計画に対しては町民も議会も町もともに反対の意思を示し一緒に取り組んでいたという認識でしたが、議会だけ取り残されたように感じました。

そこで伺います。この産業廃棄物処分場の問題は、環境フォーラムで話した内容は、議会に説明されていません。この産業廃棄物処分場の計画の経緯と現状・今後の方向性について、町は事業者から報告を受けていますか。報告を受けている場合、その内容を伺います。

〔佐々木生活環境担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君） 令和8年2月27日に開催しました環境フォーラムの内容についてお答えさせていただきます。早来北進地区における産業廃棄物最終処分場の建設計画に関しては平成24年頃から株式会社北海道環境キテールが安平町での事業を計画したことから始まりまして、平成26年10月に株式会社北海道環境キテールの子会社として株式会社リブロックが設立され、同社が平成27年8月に北海道へ事業計画書を提出し、翌年5月には施設設置許可申請書を北海道に提出しました。

この申請書の提出を受け、町としては平成29年5月に建設計画中止を求める意見書を北海道へ提出しましたが、翌月の平成29年6月に施設設置許可が下りてしまいました。その後、令和2年4月に株式会社リブロックが大栄環境株式会社へ売却し、自治会や議会・町が一丸となって反対運動を行い、現在は工事着手に至っていない状況です。

町としてはこれからも反対の意向に変わりありませんが、ただ反対しているだけでは何も解決しませんので、大栄環境株式会社と対話の場を設けるなど協議を重ねる中でお互いにとって有益な方向への転換の可能性を探り始め、事業者からは処分場ありきではなく大栄環境グループ一丸となって安平町とWIN-WINとなる発展的な関係の構築を優先したいと提案を受けていますので、今後も継続して対話を続けまして町民の皆様はじめ議会議員の皆様とも一丸となり、この問題の解決に取り組んでいきたいと考えています。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 環境フォーラムの内容は今説明したとおりです。また、議会に報告ということでいきますと令和4年の第8回、9月の定例議会の中でも行政報告とか一般質問、令和5年第4回の中でも議員の方からその現状と町の対応について質問をいただいて、その時の現状について進展はない状況については議会の中でも報告しています。

今回、環境フォーラムで説明したのはその後どうなっていますかという声も一定数あって、第1回目の環境フォーラムは令和4年9月10日に行ったのですが、そこの内容を知らない方も当然出席されるということ想定して、前半では私がお話した部分ではその時の資料を活用して抜粋して説明をさせていただきました。ですから議会にこれまで報告してきた内容、1回目の環境フォーラムで使ったものを説明したということです。

今後については何も決まったものは何もないのですが、こういった方向性の中で今、企業も当時から変わっていますし、そういった状況も踏まえながら目指す方向性、情報を共有しながらやっていますよというお話をさせていただいたことです。当日のフォーラムには内藤議員も出席されておりましたし、あびら自然を守る会の今の代表、また今のメンバー、皆さん方も出席していただき、ご質問も会場から受け、非常に安平町の取り組みが私たちの自然を守る会の取り組みをきちんと受け止めてやっていただいた結果、現時点で当然許可の取り消しはないのですが、工事、事業が進んでいないこと自体が非常に感謝しているというお話もいただきました。また、上智大学の織先生からも許可が出た場所で工事が実質ストップしている事例はほとんど無いということでの安平町の対応に対する評価もいただきましたので。ですから、そういったことは議会で報告するというよりまさしく環境フォーラムの中で住民の質問のキャッチボールの中で私の方で考え方だったり現状を説明させていただいたということです。

ですから議会を何か軽視しているとか議会に報告していないものは何か、殊更その環境フォーラムの中で先行してお話したということではないことだけは申し上げさせていただきたいと思います。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 私が報告されていないというのを感じたのは、これは次の質問でもあるのですが、町は反対、議会も反対、町民も反対というところから、ここにWIN-WINという言葉が出てきた時に、そのWIN-WI

Nというのがどういうことを指すのかなと思いました。何でしょうか。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 次の質問はまたちょっと違うと思いますので、今の再質問ということでありませう。

私はそこでお話したのは、当時先ほど答弁の中でもあったキテールからリブロックさんによってD I N S北海道という地元の会社に立ち上げられてその間に重要なのは胆振東部地震があったということです。胆振東部地震が、私が町長に就任して間もなく4か月目にあつて、その後リブロックさんはそういった状況からちょうど計画していた北進の最終処分場の計画地、許可が下りた場所が土砂災害の警戒区域に震災の後に指定されたんだと。ですからそこは絶対作ったらダメなんだって我々がずっと町・議会そして自然を守る会も言ってきたことが、まさしくそういったことになった。それでもしかすると断念されるのかなといったことも当時は考えていましたが、そこをD I N S北海道さんにそこを移されて、まだそこは諦めないというスタンスが示されました。その時に請願をいただいたり、自然を守る会から請願を議会にも町にもいただきました。また、私どもはそれを受けて国の方にも胆振東部地震の被災3町として要望書を、要請を行い、北海道にも行きました。当然、振興局にも行っていますが、そういった動きの中でフォーラムの中でも申し上げましたが、当時の小泉環境大臣に対して環境委員会の中で山岡達丸先生がそういった問題を取り上げていただいたり、また道議会の中でもこの苫小牧市の道議の方が質問していただいたり、同じ胆振管内の道議が質問していただいたり。そういったことで問題が全体化になったことも踏まえて、この事業が進まなかったんだと我々は思っているということをフォーラムで話しました。ただ、その段階ではまだ企業と町が話し合いの場は持っていません。そのまま平行線ですと、そうしたらいつまでいくのか、10年なのか20年なのか。そういった環境問題を藤原アドバイザーだったり先ほど申し上げた上智大学の織教授にも相談をしながらずっと現在も進めてきましたが、その段階で相手の本社、大手の大栄環境さんともきちんと話をしていくことが大事ではないかというご助言もいただいて、全国的にもきちんと対応している本社、大栄グループですよということもいただいて。それであれば町としては先ほど申し上げた胆振東部地震から、それ以前からのさまざまな不信感があることを、ここでは省略しますが、そういったことを全て訴えかけて大栄環境様にも町の課題を例えば寄り添っていただいて何かこれだけ全国的にいろんなことができる会社ですからプラスになるようなご提案ができないのか。企業にとっても当然、そういった許可は受けた場所は取得しているわけですから、そこには我々は作ってほしくない、作らせない。その考え方は

変わっていませんが、企業にとっても町の貢献することによって双方が先ほどWIN-WINと言っていますけど、良い状態になるような関係性を構築できないものかとの間幾度となく、最初には大栄環境の社長にも来ていただいて部長も来ていただいて、その後は部長とも幾度となくやり取りをしながら処分場ありきでない関係性、町の課題解決含めた関係性、長期的な地域と関わるそういった姿勢も大切なんだということを、それぞれの考え方を共有するといったことをこの間進めてきたということです。

ですからフォーラムで申し上げたのは、大きな問題を一つの区切りとしながら新たな段階へ進むべきではないかと。対立ではなく対話、一方的ではなく相互理解、閉じた関係ではなく開かれた議論を、これはまさしく環境フォーラムを開きながら町民の方にも理解していただく。そこにあびらチャンネルも取材してくれていますから、後ほどそういったところも町民の方にも伝えていただけたと思っています。また広報で知らせる必要があるのではないかとということも出席者からご意見いただきましたので、そういった特集も組んでいきたいということはフォーラムが終わった次の日に担当とはもう打ち合わせを進めているところです。

また、大栄環境がどういったことも全国的にやっているかもわからないという不安もあるでしょうから、オンラインではDINS北海道さんも参加していたのですが、私の方でそういった事例については紹介もさせていただいたところです。ですからそういった関係性が、そこに内藤議員もおられたので今言ったことはご理解いただいたとと思っていましたが、あえてここで聞いていただきましたので議会の場で、環境フォーラムで私が30分間お話した内容の一部ですが、概要については今申し上げたとおりだと思っています。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 環境フォーラムで織先生が、みんなが一体になることで、織先生は産廃の工事を止めることができたって、本当にこんなことを、許可が下りたところでは自分初めて関わったみたいにおっしゃってくださったのですが、私たちとしてはモヤッとした感じで、本当にそう思っているのかなという気持ちであの時はいました。

ここで1回お聞きするのですが、今回、この次の協力し合う関係になるということで、私たち皆が反対してきたこの計画が中止になったかって理解してもいいかどうかを確認したいと思います。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 当然企業ですので、そういったところを多額な投資をしながら土地も取得を終えているわけです。ですから、これもアドバイザーからもご助言いただいたのはグループとして、株主さんもおられて、そういったところのご理解いただいた中で、反対運動があったからただ止めますってことは本来織先生も言っていたとおりになかなかあり得ないことなんだということです。今現時点を捉えると、当然計画の許可が下りたままですし、費用についても明確に断念しましたということはおっしゃっていません。でもそういったことに、そこに持つていくためのプロセスということをやっているかなければそこに到達できないと思っていますので、議論等またさまざまな話し合いをこの間してきています。

この問題というのは一旦、自然を守る会の成果も含めて止めることができた。これからのWIN-WINの関係にどうやって持つていくかについてはまだまだ長い道のりがあるかと思っていますので、一旦ここで整理をする必要があるのではないかと、区切りをつける必要があるんじゃないかということもいただいたので今回、第4回目の環境フォーラムでテーマとして上げさせていただきました。全国の実例についても織先生から風力発電含めてですが取り上げていただいた。我々は環境フォーラムとして1回目はこの問題、またゼロカーボンだったり地球温暖化といったことをテーマにしながらこの間も環境フォーラムを開いてきましたので。ですから繰り返しになりますが、こういった問題だったり後の、次の質問に関連するかもしれませんが、例えばメガソーラーの問題、いろんなところで問題化してどうやって防いでいかを知恵を絞りながら、例えば条例を作っていくといった形でありますから。私としてはそういったことを、そして今みたいな最終処分のことをきちんと安平町としては何でも反対の町ではないんだと。ですから事業として促進していくエリアだったり止めてほしいんだと、抑制していくエリア。そこをルール化していくことが必要ではないか。それもただ再生エネルギー環境だけで行くのではなく、先ほどこの問題、こういったことも含めてやっていかなければならない。ただ、その中で国の法律の関係だったり、北海道の許可を持つているさまざまなことが入り組んでいるわけですので、そういったところを解決していくためには、ある程度先進的な事例も研究・勉強しながらアドバイザー、学識経験者の方たちのご助言いただきながら安平町に合ったルールづくりを作っていきたいということをゼロカーボン推進協議会の中でもテーマにして、ご意見をいただきながらお話をさせていただいたということです。ちょっと長くなりましたが、そういった意味においては今ストップしていること自体が一つの成果になっていると。ですから最終的にそこを断念していただけるといふところまで何とか持つていけるように、これからも良い形で関係性を構築していきたいなと思っています。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 本当は私、今回この質問をするにあたって自分が最初に動き始めた時からの資料をずっと読んでんですが、たくさんの方の協力でここまで来たんだなというのをしみじみ思っています。町が反対って言ってくれたおかげで今こういう止まっている状況だなと自分も理解しています。

ちょっとでも気になるのが、今あそこのところが土砂災害警戒区域になったということで、そういうところで何かをやるのは大丈夫なのかって切り口を持っていたのですが。ここの処分場の用地は使わないっていう認識でいいかどうかの確認をお願いします。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 土砂災害警戒区域に指定されたという、先ほど私も説明したとおり、それを受けて安平町としても被災地、震災を受けた町ということで3町としての要望を国や北海道やそういったところの関係機関に行って、そういう動きをしたとお話をさせていただいていますので。ですからそこら辺はご理解いただけるんじゃないかなと。

ですからそこで何かするかしないか、我々の土地ではありませんから、我々がそこで何かしたくてもできませんので。企業にとってもそこで最終処分場はやらない、でもそういった今の環境影響評価とか環境問題に合致した形で何かするということが考えられるのであれば、そこはまた提案をいただいて検討していけばいいんだなと思いますけれども、今の段階であそこで何かをやりたいという話は当然いろんな、いくつものいろんな話をする中であそこの後活用をするにしても最終処分場は止めてくれと。でも水質とかに影響しない事業を何か考えられるんだったらそういった提案もいただきたいという、そんなやり取りはあったと思いますが。でもなかなかあそこの場所ですぐこれをできるとか、これができないっていう話にはなっていないから。町としては当然できませんし、DINS北海道さんとしてもそこで今の段階で何かやるという考えは持っていないと認識しています。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 私たちとしては企業の方があそこを諦めてくれるのが一番良いのですが。さっきから気になっているのが、町の課題と一緒に解決するというので。町の課題って今どういうことを考えてらっしゃるのか聞かせてほしいと思います。

[及川町長 挙手]

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 町の課題は多種多様ありまして。例えば大栄環境グループの総合力というところでいくと森林再生活動をやられていたり、プラスチックのリサイクルをやられていたり。また、メタンのバイオガスの発電だったり、埋め立ての後の活用だったり、さまざまなノウハウを持っていることですので。町にとっては例えばごみ処理、これ二町組合もやっていますが、苫小牧と一緒に広域処理もやらせていただいています。今使っている施設の埋め立てがいっぱいになった時の協議、それは二町組合と苫小牧市です。すでに計画また協定があって、そういった作業についてはまだ数年先ですが協議はもう入っています。また、今我々のごみを苫小牧の燃焼施設に持って処分していますが、広域的な取り組みも今やっていますが、そういったことも更新コストが今すごく高くなってきている。その費用負担が高くなってくる。でも今ごみの燃焼施設というのは発電施設だと言われてきています。ですから環境問題にもきちんと配慮した、そういった実績がある資料も読ませていただいていますので、相当先の話になるかと思いますが、そういったことが安平町にとっても有益な、そして大栄環境さんにとっても実績も十分あるような分野で何か良い形ができればいいなとは思いますが。当然これはただ私が今思っているわけですが、そういう未来像を共有したり持っているながら、そこがうまく事業展開ができるとか再生エネルギーができることによって北進の最終処分場は断念するということが導き出すことができる、引き出すことができるんじゃないかなと私は思っています。

[内藤議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ごみの問題一つとってもすごく時間もお金もかかることなので、長い目で検討していかなくちゃいけないと私も二町事務組合議員なのでここは理解します。

次の質問で、産業廃棄物処分場をこれ以上作らせないための条例を作る話がありましたが、その進捗はどのようになっていますか。

[佐々木生活環境担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君） 只今のご質問は令和3年6月定例会での一般質問の答弁にあった条例かと思いますが、産業廃棄物最終処分場建設の

抑制や規制など、法律の範囲内での条例制定に向けての検討ですが、現在の進捗状況は素案まで進んでいる状況です。

この条例は全国的に標準となっています条例を参考として安平町独自の項目を設けることを検討していますが、北海道とか振興局、また先程来出てきています大栄環境グループさんとの関係性を崩すことなく適正な時期を見極め条例制定しなければ、現在の良好な関係性を崩すことになりかねませんし、令和3年からはさまざまな状況も変わってきていますので、それらを見極めながら引き続き検討を進めたいと考えています。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 条例というのは自分の町を守るために作ると思うんですが。そこに大栄環境の配慮とか言ってくると、そこはちょっと筋がズレるんじゃないかなって、聞いて心配になりました。

これは条例があることで業者が入ってくる時に、この町面倒臭いなどとなる抑止力になるかなと思うのですが、私が関わってから5年以上経っているのですが、まだ計画ができないというところで。実際いつ頃を目安に条例を作ろうとしているか、そこをお願いします。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほどの質問の中でもうすでにご答弁した内容が入っていますが、安平町の方で今重点で進めていますゼロカーボン推進ですね、その協議会の中でもメガソーラーのそういった問題、町にも年末反対署名があって、そしてそういった動きもある。全道でも自然環境を守る観点からそういった動きが、条例制定もあるといったところと、先ほど申し上げた我々のこの間の最終処分場の問題。しかしながら、今すでに1か所あるわけでした2か所目は要らないという言い方だったり、また北海道は当然許可を出したところであって。請願についてもすでに許可が出ているということで不採択になったという経過もありますので。そういった意味で、対立ではなく先ほど同じ方向を向いてやっていくというのは企業に対してだけでなく、当然北海道に対する関係性も含めてやっていかなければならない、そういったデリケートな問題だと一方思っていますので。そういった意味で関係性を崩すことなく、何か配慮するという言葉は先ほどの答弁の中で言っていないと思いますが、関係性を崩すことなくやっていくといったことが最終的には安平町にとっても全国事例では今のところ無いようなことの状態に持ってくることでできていることも、先ほど申し上げたことの積み重ねだと思っています

から、そこは諦めることなく企業そして北海道や国とも情報を共有しながらこの大きな問題をいい方向に持っていけるように引き続き努力していきたいなと思っています。

いずれにしても、この間さまざまなことで私が就任してから8年間、一番難しい問題の一つかなと思っていたところがここまで持って来られたのは我々よりも全国のさまざまな事案を携わってきた先生方、また町内でもこの問題に強く関心を持っておられた方も会場におられて、その方も99%止めることはできないと思っていたけれども、こういうふうに関心を持って止めることができていることに対して評価も発言もいただきましたので。そういったことも力にしながら、繰り返しになりますがこの問題の解決に向けてさらに取り組みを進めていきたいと思っています。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 安平町独自の項目を設けるということで、私気になったのですが。もし考えていることがあればお願いします。

〔佐々木生活環境担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君） 今現在で検討している項目になりますが、土砂災害危険区域及び活断層に対する安全性を示す書類の添付とか、説明会の関係ですね、関係住民に対して説明会を開催するのですが、例えば始業前検査を受けて、検査を受けるまで2年経過した場合についてはまたその都度説明会を開催していただくとか。今現在で検討している項目は以上になります。今後追加してまた検討は続けていきたいと思っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。以上で9番内藤圭子議員の一般質問を終わります。

次に7番三浦恵美子議員の一般質問を許します。

【通告No.4 7番 三浦 恵美子】

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 私は国民健康保険税についてを取り上げます。国民健

康保険の税制改定による今後の影響と、町民が安心して医療を受けられる体制づくりについて伺います。

1つ目、国民健康保険税の課税方式の統一及び子育て支援金制度の創設に伴う税率の改定について概要を伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 阿部国保介護担当課長挙手。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 安平町国民健康保険条例改正の概要についてお答えします。国民健康保険制度は平成30年度の制度改正で北海道が保険者となり、財政運営については市町村が集めた保険税と保険基盤安定繰入金を北海道に納付し、北海道はその納付金を原資に給付に必要な費用の全額を払うことが仕組みとして定着し、安定した財政運営が可能となりました。北海道が給付費を支払うことになったことで基金の積立てができるようになり、そしてこれまでのように急に多額の給付費が発生しても一般会計からの基準外繰り入れや、繰り上げ充用等の対応は不用となりました。

北海道では加入者負担の公平化を図るため令和12年度を目途に保険税の統一を目指していますが、各市町村において賦課方式が異なりますので、まずはその賦課方式を令和8年度までに統一することとしています。現在、安平町は賦課方式が所得割・均等割・平等割・資産割という4方式となっていますので、資産割額を除いた所得割・均等割・平等割の3方式に変更する措置が必要となりました。しかし、資産割額を除くとその分が減収となって保険税が上がってしまうため、その減収分に令和6年度末で2億8331万8191円となった支払準備基金を充てて保険税が上がらないような措置を予定しています。

また、令和8年度より子ども子育て支援金制度の創設に伴って、特定財源確保のために全世代・全経済主体からの医療保険と合わせて所得に応じて拠出することとなっています。安平町の国民健康保険についても令和8年度から賦課徴収する予定ですが、基本的には保険税が上がらないような措置をこちらの方も考えています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 基本的に税制改定が行われても保険税が上がらないということを聞いて安心はしたのですが、子ども子育て支援金の関係について、今定例会では間に合わないという認識でいいのかどうかをまず伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 本定例会ではこちらの方は間に合わないでいるのですが、4月になりましてそちらの方を遡及適用して、専決となってしまうのですが、そういった対応をとっていきたいと思っています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 4月から本格的に実施予定とされている子ども子育て支援金について、行政側としてはこの制度についてどのような問題点があるか、認識があればその点について伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 今のこの少子化の問題がある中でさまざまな子育て支援のことについてやって進んでいると思いますが、その予算がどういったところから、国の方も何とか捻出するという意味合いで今回このような制度と今なっていると担当としては認識しています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 私としての認識ですが、まず支援金は保険税に上乗せして徴収されると思うのですが。この医療保険は一定の収入を超えたらそれ以上増えないという逆進性を持っているのと、収入の低い加入者の多いこの国民健康保険の方々が支援金の負担の割合が高くなるということがまずあります。

あと例えばフリーランスの方、国保に加入していて支援金は払うのですが、支援金を財源とする出生後の支援給付、育児・時短・就業給付などは雇用保険が未加入のフリーランスは支援金払っても給付対象外になってしまう問題もあります。

少子化で必要なお金だから創設しなさいと言われてたら行政としては創設しなければならないということなのでしょうけれども、そういう問題も孕んでいるということをご認識いただけているかどうかをお願いします。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 国保の担当の、保険者として今後勉強していきたいと考えています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 払っても受け取れないという状況にある分ではご配慮が必要かなというのと、この子ども子育て支援金を納付してもこれは自分が享受できる医療の関係には関係ないお金となります。そこら辺も問題かなと。これは国の制度の問題かなと思うのですが、徴収する場所をもうちょっと考えてほしかったなと思います。

今回の改定で安平町としては試算額が出されたのですが、こちらの機械的な推計によると、例えばですが給与年収240万の単身者の計算で安平町が1101円のお金で徴収されるのですが、これ全国で10番目に高い水準となっていて随分高いんだなと思ったのですが。こちらの子育て支援金分というのは毎年国の試算によると月額一人あたりの平均額も毎年上がるという計算になっていくのですよね。ということは今後、保険税がさらに上がっていくのではないかという懸念がされているのですが、そこら辺の問題については担当課としてどのように受け止めているかお願いします。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 国の方で示された上乗せの額が今回この条例、4月に改正する条例の方でまた上乗せをしていくことになっているのですが、さらに令和9年にはまたその部分が上がる可能性があるという話はお聞きしています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 上がる部分と上がる理由と、そういう部分も町民に対しての説明が必要かなって思うのですが、国の制度だから仕方ないと言われればそれまでなのですが。

この後の質問にもつなげていきたいと思うのですが、次の質問にまず入らせていただきます。国民健康保険給付費等の支払準備金の取り崩しによる税の抑制と今後の支払準備金の見通しについて伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 支払準備基金の取り崩しによる保険税の抑制と、今後の支払準備基金残高の見通しについてということですが、保険税の改定にかかる取り崩しについては令和8年度から令和11年度の4年間で6000万から9000万円程度の補填を予定していきまして、令和11年度の残高は補填分を大きく見積もりますと1億7000万円程度になると予想しています。

また、保険給付費の増大については北海道が支払うことに制度変更されたため基金を取り崩すことはありませんが、納付金が上昇しその額に見合う保険料が徴収できなかつた場合は基金で取り崩すこととなります。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 一つ確認ですが、認識が甘いと言われればそれまでののですが、支払準備基金を多額に保有することによって、その後北海道への納付金が増えることがないかということが心配だったのですが。納付金の計算に支払準備基金の残高とかは含まれないのかどうか、その点について伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 準備基金の残高があることで納付金が上がるということはありません。納付金は被保険者数だったり後期高齢者の数、あとは被保険者の所得、あとは給付費の増減によって決定されることになっています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） そこは計算に含まれていないことで安心しました。

次、令和11年度までに基金を積み立てずに資産割の減収分に充て続けるとおっしゃっていたのですが、どれぐらい先まで税額の抑制のために支払準備基金を取り崩してやっていけるか。その点について伺いますが、どのようにお考えかお伺いします。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 3番目でよろしいですか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 2番目で何年先ぐらまでこの基金が保つのかなという、積立せずに充て続けるということで11年度まではそう伺っているのですが、それ以降も抑制できるのかどうか、ちょっと次にもつながってしまうかもしれないですが。積立はしない計画で今後いくのか、その点について伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 今回、資産割を廃止するというのでそこは穴が空いた分を補填することと、子育て支援金の方も基本的には基金を使って保険税が上がらないようなことをするというシミュレーションになりましたので。基金が積み立てられるかどうかわからないですが、基本的には基金今後積み立てていくのは難しいということと。

あとは北海道が保険税の統一をすることを目指していますので、そこでまた保険税が上がらないような激変緩和措置をとっていきたいと思っていますので、何年先まで持つかは今のところは全くわからない状況です。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では、次の質問に一回つなげてお聞きしたいと思うのですが、国民健康保険税の税率の統一後の保険税の見通しについて伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 令和12年度の北海道における保険料の統一については令和10年度中に概要が示されると言われていますので、現在のところは不明ですが、北海道全域の保険税や高齢化率等を鑑みますと安平町の保険税は上がる可能性は高いと考えています。

ですので今後は令和10年度に示される概要をもとに保険税率増大の激変緩和

和措置として基金を活用してまいりたいと考えています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 保険税率の統一によって懸念される保険税の上昇について、今激変緩和措置をとって基金を充てて対応したいとおっしゃってくださったのですが、激変緩和措置は町が基金の活用をしたもの以外に北海道や国の施策としてもあるのかどうか。その点についてお聞きします。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 国だったり北海道からそういった支援といったことがなされることはないと思います。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では、何年先まで基金が持つかわからない状況で、なるべく充てて上がらないようにしていってくれるというご努力も伺えたのですが、先々何年か先は心配だなという感想ですね。

もう1個お聞きしたかったのが、以前決算か予算かの総括質疑でお聞きしたかもしれないですが、保険税率の統一をしたことによって国保税方式をとる自治体と国保料方式をとる自治体がバラバラなのですが、こちらの部分は統一しなくてもいいのか、どうかその点について北海道から伺っているか伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） そちらについても、まだ北海道からは何も案内が無い状況です。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） これは私の予想ですが、多分国保税と国保料というのは関係法令も違うのですよね。国保税、うちの部分は地方税法で国保料だと

国税徴収法となって。資格取得した日から例えば税も徴収されるのですが、そこも3年遡及と2年遡及で違いますし。あと徴収権の消滅に関しても国保税は5年と長くて国保料は2年と短いので、そこら辺違う部分があると思うので。この辺についても違う部分を統一しないといけないと北海道が言うてくるんじゃないかなと、ここら辺も予想なのですが。もし、これが変わった部分もあれば町民にも説明する必要があると思うので、その辺についても説明が必要ということで次の質問にもつなげていきたいと思うのですが。

税制改定について、保険税率の統一に関する被保険者への周知をどのように行うかまず伺います。

[阿部国保介護担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 税制改定の周知については5月から6月の間に広報周知する予定です。

また、6月の納税通知書の発付及び8月の資格確認書等の発送の際に安平町の被保険者、世帯数950世帯へ戸別に通知することも予定しています。

保険税率統一の周知については、北海道と協議・検討の上で周知してまいりたいと考えています。

[三浦議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 私も個人的に町民の方から国保税、これどうなっているのって質問が来ることもあるので。多分こういう広報を見たり納税通知書に入ってくるものを見ても何のことを言っているのかさっぱりわからないという方も結構いらっしゃると思うので、ここ丁寧な、もし万が一上がる時が来たらその時は特に必要ではないかな、こういうことで町も努力をして税の抑制をしていますっていう説明も必要かなと思うので。

特に資産割廃止などの後の12年の保険税率の統一には大きな改正があって先ほど言ったとおり嫌でも上がっていくんじゃないかなという印象なのですが。その点について北海道と協議して周知の方法を考えたいとおっしゃっているのですが、そのうちの一つとして国保の人限定になってしまうかもしれないですがそういう説明会の開催とか、町政懇談会の場に担当課がいらしてそこで説明をするとか、何か方法を、今内々の部分で考えていることがあるかどうか伺います。

[阿部国保介護担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 保険税の統一で北海道が被保険者になったという部分もあって、統一後の国民健康保険の制度が少しずつ大きく、今でもちょっとずつ変わっていているのですが、統一された後は少しずつ大きく変わる可能性もありますので。その周知方法については先ほどの繰り返しになりますが、北海道と協議のうえ検討していくことになろうかと思えます。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 検討する中で担当課としてのご意見などがあるかどうかを伺いたかったのですが、無ければ無いで大丈夫なんです、よろしくをお願いします。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 統一する際に、幸運にも基金が一応今の予想ですと1億7000万程度は残っていますので。その時に保険税自体は上がると思うのですが、基金を充てて保険料が上がらないような形は何とかとれるのではないかなと思っています。その部分の不安とか被保険者の方はあるかと思うのですが。そういった負担にならないような措置を考えています。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） これは先ほども三浦議員もおっしゃっていたとおり、まだ令和10年度に向けてそういった概要が示されるということで、まだ時間があって、我々もこうなるという資料を持ち合わせていないものですから。推測の中でのやり取りをやってもあれなのですが、間違いなく安平町では今基金がきちんとあるということで、激変緩和措置を講じながら町民の国保に加入して現在いらっしゃる方の負担感が少しでも緩和されるようなところ、そして周知についても北海道と協議ですが丁寧な周知を心掛けるのは当然のことではないかなと思っています。

方法についてはいろいろあろうかと思えますので、時期がまいりましたらまたこういった場でご質問もいただけるのではないかなと思っていますが、丁寧に対応していきたいと今思っています。

[三浦議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こういう国保もそうですが、社会保障の仕組みはなかなか難しくてわかりづらいかと思うので、できるだけわかりやすく丁寧にご説明いただけると町民の皆さんも安心すると思うのでよろしくお願いします。

次ですが、一部負担金の減免制度の概要と町民への周知の方法について伺います。

[阿部国保介護担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 一部負担金の減免制度の概要については災害などによる資産の重大な損害や失業などによる収入の著しい減少などにより一時的に生活が困窮し医療機関に一部負担金を支払うことが困難な場合、申請によりその生活状況に応じて一部負担金の減額支払いの免除または支払の猶予の措置を受けることができる制度です。

周知については平成29年度までは広報でお知らせしていましたが、現在は資格確認書等の個別通知の際に国保ハンドブックを同封していますが、そのハンドブックに同じ記載がありますので、それを代用する形でいただいています。

[三浦議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちらも内容が難しいものがあるのかなと思うのですが。一部負担金ってまず何というところから入る方もいらっしゃるかなと思うのですが。受けられる基準なども該当、自分がするかどうかもわからないと思うので丁寧な説明が必要かなと思うのですが。

この該当する要件はなかなか難しいのかなと思ったのですが、特別の事情、災害・盗難・失業等で生活が著しく困難、独自基準も可能なので、札幌市は独自基準で行っているということなのですが、あと入院療養を受けることになったとか、世帯の収入が生活保護基準以下で且つ預貯金が生活保護基準の3か月以下、だいぶ厳しい要件なのですが、減免期間も1か月単位で3か月間を基準とするとなっていて、町も多分これと同じ基準で運用されていると思うのですが、その運用についてこの内容と一緒にやっているかどうか伺います。

[阿部国保介護担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 安平町では規則を定めていまして、その規則に沿って運用しています。

具体的な細かい内容について、対象者の方は干ばつ等の農作物の不作及び災害・風水害・火災並びに失業により生活が著しく困難となった時と定めています。加えて世帯が一時的に著しく生活が困難になったことについての認定については、生活保護基準と世帯主またはその世帯に属する被保険者の直近における実収入月額を比較して行うものとなっております。この場合における生活保護基準の算出ですが、生活保護法による保護の基準に基づき、申請のあった日に属する年度において本町に適用される基準のうち申請月にかかる生活扶助・教育扶助及び住宅扶助の基準額の合計とする。実収入月額ですが、給与から所得税・住民税・健康保険税・年金保険料・雇用保険料・労働組合費等を控除した額となっております。

[三浦議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 多分そういうことも町民は知らないと思うのですよね。国保ハンドブックの中にはこの記載があるのかどうか。町独自の部分があるということなので多分無いと思うのですが、町独自の部分の周知はどのように行っているか伺います。

[阿部国保介護担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） なかなかこの部分を広報だったりハンドブックの中で説明するのが難しいと思っていますので。基本的にはハンドブックを見ていただいて、そういう減免措置もあるんだなという部分で窓口相談に来る方もおられますので、その時にこういったことを詳細にわかりやすく説明しています。

[三浦議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 町のホームページとかでは広報しているのかどうか。その点について伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。
- 国保介護担当課長（阿部充幸君） ホームページの方には細かく記入はされていません。

〔三浦議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） そもそもその要件に該当するかどうかかわからないと町の方に相談ということにも至らない部分があると思うので、大枠でもいいので載せた方がいいのかなと思うのですが、いかがですか。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。
- 国保介護担当課長（阿部充幸君） こちらのご案内についてもう一度精査して、わかりやすく、相談に来ていただけるような記述をしていきたいと考えています。

〔三浦議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） あと例えば役場とかに掲示物でこういう場合はご相談いただけますって貼ることも考えられるかと思うのですが、その点についてはいかがですか。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。
- 国保介護担当課長（阿部充幸君） 生活困窮の方の相談といった福祉的な部分で随時やっていますので。その中で生活に困っている、そこが国保のこの一部負担の減免だけでいいのか、それとも生活保護を含む生活全般の相談として受けて、その方の生活実態を調査しながら相談を受けるということはやってはいますので。そういった活動の中で見直しだったりということはしていきたいと考えています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ぜひ、その点についてもご配慮いただけてやっていただきたいと思います。

最後の質問になります。安平町における国民健康保険と医療水準の関係について、どのような課題があるか伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 安平町における国民健康保険と医療水準の関係について。医療水準は安平町の医療環境と置き換えてお答えしますと、国民健康保険は日本のいくつかある公的医療保険制度の一つであり、全ての国民に医療サービスを公平に提供するために設けられた仕組みです。この制度によって経済的な負担を軽減し、病気やケガをした時に安心して医療を受けることが可能となりました。

国民健康保険の対象者は自営業者・農業従事者・退職者または会社員の扶養に入っていない人などが対象で、保険税については所得に応じて決まるため、収入が低い人には負担が軽減される仕組みになっています。

医療保険制度は国が制度を管理していますので、医療サービスは全国どこでも受けられることとなっていますし、がん治療・救急医療・特定疾患治療などの高度医療や専門医療の提供には広域的な視点が必要であり、この日本の医療提供体制を軸に国民健康保険制度が成り立っているものと考えています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 制度とかそういうことを考えるとそういう感じなのかなと思うのですが。これ町民から言われたことなのですが、安平町の国民健康保険税は他の自治体と比べてちょっと高い印象だけでも、安平町で地元で受けられる医療はこの高いと感じて払っている保険料の水準に見合っていないのではないかという声が寄せられているのですが。行政側としてはそのような認識はないということでしょうか。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 安平町の医療機関が少しずつ減ってきている部分もありますが、繰り返しになりますが医療保険制度は国が管理してい

る部分では全国どこでも受けられるという、特にそのがん治療だったり救急医療・特定疾患治療といった部分を被保険者様が選んで受診をされている部分がありますので、保険者としてそういった仕組みとなっている部分で、課題が無いと言えれば語弊がありますが、そういった仕組みの中で運用していくしかないのかなと思っています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 国民健康保険の制度自体はそういうふうに運用していく必要があるのですが、私もこの町民の声があながち外れていないなという印象だったのですが。調べたのですが、東胆振1市4町の中で一番高い保険税だなと感じたのですよね。数字的にも出ていますよね。医療分とか後期高齢者支援分とか介護分の各方式の税率を見ると7項目ほど1市4町の中で一番高い水準ということが、しかも資産割廃止した後のやつを見てそういうふうに出てきたので、その中でだんだん医療機関が担える部分が減ってきている、入院とか時間外救急も無くなってきてなかなか行ってすぐ診てもらえる環境が減ってきているなか町民がそう感じたんだと思うのですが、そこら辺について支障は無いといったら語弊があるとおっしゃっていたのですが、そういう部分、町民感情として制度がどうこうよりは町民感情としてどう捉えているか。担当課としてどのように考えているか伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 安平町の保険税が高いところで、ちょっと前の話になるのですが保険税については平成27年度に給付費が増大しました。支払準備基金はその時は枯渇し、更に増大した保険給付費を国保会計では支払えなくなりましたので一般会計からやむを得ず7000万円の基準外繰り入れをし、それでも足りなかったため同じく一般会計から1200万円の繰り上げ充用した経緯がありまして、それで平成29年度と30年度に値上げという形になっています。

東胆振圏域の安平町の保険税についてですが、他市町村と比べて医療分の平等割、後期分の所得割・均等割・平等割、介護分の均等割・平等割の税率は高いのですが、医療分の所得割や均等割、介護分の所得割の税率は低くなっています。加えて個人の所得や世帯人数によってそれでも最終的な保険税が決められますので、安平町が高いというのは、この全体的なことを考えますと一概には言えないのではないかと考えています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ではその支払っている保険税に対して見合った医療が町民が満足に受けられているという認識でよろしいか伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 先ほど申し上げた値上げの経緯といったところを踏まえて、保険者としては相互扶助だったり低所得者にも配慮した公平な負担を担保しつつ制度について財政基盤を安定させ、将来にわたって給付を継続できるようにするということが求められていますし、保険者としては基金を投入して保険税が上がらないような激変緩和措置をすることも保険者の責務であると考えていますので、こういった議会の場でも説明させていただいた中でご理解願えればと考えています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 町民の皆さんにご理解いただく必要もあるのかもしれないですが、ちょっと考えられる課題があって、それに対して私も心配していることがあるので共通認識を持っていただいて取り組んでいただけたらと思うのですが。

その課題は、先ほど言った保険税の統一によって医療水準の低い自治体の保険税が引き上がってしまう可能性があるとか、保険税が高いと感じている町民が支払えないことによる受診抑制とか医療格差、医療機関へ一生懸命支援はしてくださっているのですが医師や医療機関の不足とか専門医の偏在とかインフラとしての整備、医療の整備とか経済格差、支払能力の格差とかさまざまあると思いますし。

これが一番あれですが全国的なのかな、均てん化の遅れ。生きている者が等しく雨露のようにその恵みに潤うように全国どこでも質の高い標準的な医療技術や環境の格差を是正すること。地域によって受けられる医療格差があっては本当はいけないですけど、それがなかなか平準化・均てん化するのが難しいということですが、それも安平町も私該当するのではないかと心配をしているのですが、その点について共通認識があるかどうか伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） なかなか難しい問題と思いますが、保険者としては先ほども申しましたとおり財政的な部分と給付費の適正化の部分で被保険者様の健康についても、そこは主眼としていますが、給付費の適正化で特定健診をやったり国保のヘルスアップ事業をやったりといったなかで目一杯そこはやっていきたいと思っています。

いろいろな課題はあると思いますが、そこは私も町職員としては共通の認識を持っていきたいという考えです。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 保険料の値上げとか、支払えない方が受診控えだったり、医師とか医療のインフラ整備とかさまざまな支払格差のこともご心配をされる。これは安平町だけではなく過疎地域の市町村については共通の課題かなと思っています。人口減少だけでなく高齢化も高い、こういったところの共通の課題であり、これは今、公立の病院の統合もこの同じ管内でも問題化になっていたり、民間の診療所においても診療報酬の改定によって大変な経営難になっているところは全国的にも問題になって、これは全国町村会においても要望を差し上げて何とかその改善が来年度見られるのではないかとと思っています。

また、質の高い医療ということで町内だけでなく先ほど答弁の中にもありましたが二次圏域だったり広域的なところでの医療連携だったり、また町としてはそこに行くための足の確保での公共交通の利便性の確保だったりハイヤーの利便性の確保、その費用負担軽減といった、公共ライドシェアもその一つになるかもしれませんが、さまざまな医療だけでなく国保の対象者だけでなく全ての町民に共通することですが、そういった問題化は共通に我々も認識していますので、そういった負担が少しでも軽減されるように、質の高い医療が維持されること、これは全国的な北海道内の医療機関含めての問題ですが、そういったところにもきちんと安平町の実情も訴えかけながら共通の問題意識を持ちながら、北海道さらには国に対してもこういった実情を他の市町村と連携をとりながら声をあげていきたいと思っていますし、地元の安平町の課題については、引き続き課題の解決だったり軽減に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 共通認識を町長はじめ持っているというこ

とに安心したのですが。町民の皆さんはできれば住み慣れた町、ふるさと安平町で命の心配なく暮らして人生の最期をこの町で終えたいと考えている人も多いような印象を受けています。町外から移住してくる方々も定住する条件も医療機関の充実などが挙げられていると思うのですが、そのためには町民が等しく、急病の時でもすぐ医療機関が受診できる体制や経済的に心配のない健康保険制度が必要であると考えますので。

最後になりますけど、国保税が高くて払えずに経済的に病院にかかれないということが無いように、今でも尽力していただいているということを伺っているのですが、さらにご尽力いただいて町民の命と健康を守る取り組みを強化進めてほしいと思いますがいかがですか。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 国保の担当と私介護の方の担当もしていますので、そういった困難ケースだったりさまざまな高齢者の方がいらっしゃるにしまして。そういった方に相談を受けながら何とか生活が成り立つようないろんな仕組みだったり制度だったり、福祉とも連携しながらやっていますので、そういったことを今後もしっかり丁寧に進めていきたいと考えています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 医療や国保の関係は高齢者に関わらず若い人、お子様、生まれたばかりの赤ちゃん、全ての人たちに関わることなので。ぜひさまざまな視点で進めて命を守る取り組みをやっていただけたらと思います。
以上で終わります。

○議長（多田政拓君） 以上で7番三浦恵美子議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本定例会に通告されました一般質問は全て終了しました。

◎ 日程第3 議案第8号

○議長（多田政拓君） 日程第3、議案第8号 安平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題とします。提案説明を求めます。

[木林企画財政担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 企画財政担当課長。

○企画財政担当課長（木林一雄君） 議案第8号朗読

議案第8号

安平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

安平町過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、新たに安平町過疎地域持続的発展市町村計画を策定するため、同法第8条第1項の規定により提案するものである。

引き続き議案の補足説明をさせていただきますので、説明資料をご覧ください。

1つ目、過疎法の経緯であります。これまでの過疎地域対策につきましては昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以降5次、5回にわたり議員立法として過疎法が制定され、直近では過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年度に制定され、現在に至るまでの55年にわたり特別措置が講じられ、安平町もこの過疎法に基づき過疎地域の指定を受け町の持続的発展と地域の活性化を図るため、様々な事業を行ってきたところで、今後につきましても安平町は引き続き過疎地域の指定が受けられるものでございます。

過疎地域の指定を受け、過疎対策事業債をはじめとする財政上の特別措置を活用する場合には引き続きこれまでと同様に市町村計画の策定が必要となり、安平町におきましても地域活性化に向けた過疎対策事業を推進するため現計画が終了する令和7年度内に新たな過疎計画、計画期間を令和8年度から12年度までの5か年の計画を策定するもので、説明資料の2に記載のとおり、この間北海道の事前協議及び町民参画手続きを経て、過日北海道との正式協議が終了しましたことから本定例会に提案するものでございます。

なお、計画本文の内容につきましては昨年10月27日に開催されました議会全員協議会におきましてご説明させていただいており、その後大きな変更はございませんので説明を省略させていただきますが、全員協議会でいただきましたご意見、また未来創生委員会でのご意見、また記載漏れの事業を追加するなど全員協議会以後変更となった箇所・理由につきましては説明資料に整理をさせていただきましたので、そちらでご確認をお願いいたします。

以上、安平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。
これから議案第8号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（多田政拓君） ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。

◎ 日程第4～5 議案第9～10号

○議長（多田政拓君） 日程第4、議案第9号 安平町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。日程第5、議案第10号 安平町特定乳児等通園支援事業の運営に関する事業を定める条例の制定についての2つの議案は関連がありますので、一括で議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 議案第9号

議案第9号

安平町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

安平町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和8年度から乳児等通園支援事業が全国自治体で本格実施されることから、安平町で乳児等通園支援事業を実施するにあたり必要な事項を定めるため、この条例について提案するものである。

議案第10号

安平町特定乳児通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

安平町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和8年度から乳児等通園支援事業が全国自治体で本格実施されることから、安平町で乳児等通園支援事業を実施するにあたり必要な事項を定めるため、この条例について提案するものである。

議案第9号及び議案第10号について一括して提案説明いたします。条例本文の朗読を省略し、添付させていただきました資料によりご説明させていただきます。資料をご覧ください。

最初に制度概要についてですが、この制度は親の就労要件を問わず誰もが時間単位で保育所等を利用できる新しい仕組みで、本町においては生後8か月から3歳未満の未就園児であれば誰でも利用が可能となります。安平町といたしましても全ての子育て家庭を孤立させず地域全体で子どもの成長を支えるため、本制度の実施に必要な条例を制定しようとするものです。

次に条例制定の内容ですが、本案で制定をお願いしております2つの条例についてその関係性と違いをご説明申し上げます。両条例とも通園支援事業に関する基準を定めるものですが、根拠となる法律と目的が異なります。

まず議案第9号、安平町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてですが、こちらは児童福祉法に基づき事業者が事業を立ち上げる際の認可の基準を定めるものです。具体的には事業者の一般原則、安全計画及び内部規定の策定、職員の一般的条件、知識及び技能の向上等、設備の基準といった子供たちの命と安全を守るためのハード面・設備面を定めた条例です。

次に議案第10号の安平町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてですが、こちらは子ども・子育て支援法に基づき許可を受けた事業者が町から給付費を受けるための確認の基準を定めるものです。具体的には一般原則、利用定員、面談の実施、給付費に関することといったソフト面・運営面を定めた条例となります。

制度の詳細についてですが、実施施設は町内3園で、対象は町内に住所があり生後8か月から3歳未満の未就園児となります。

次に利用料金などの詳細ですが、表中、実施形態ですが、専用の保育室と選任の職員を配置して行う一般型と、既存のこども園の空き枠で受け入れる余裕活用型とありますが、安平町の3園につきましては余裕活用型で実施さ

せていただきます。利用料金は1時間300円で、この料金設定については国で示された標準的な利用者負担額を採用させていただいております。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。本件については質疑・討論・採決は議案ごとに行います。

はじめに議案第9号について質疑をお受けします。質疑はありませんか。

〔鳥越議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 説明資料の方の（3）利用料金のところの開所時間なのですが、例えばおいわけ子ども園だと12時半で終わるところがあるのですが、普段通わせていないで誰でも通園というのを利用する時に発生しがち、私も移住してきた時に一番困ったのが、例えば上の子どもとか他の兄弟を病院に、町外とかに連れて行って、午前中で戻ってきたけれども戻って来られない場合。その12時半とかで終わってしまうと、その後どうやってお迎え行けばいいんだ。一回戻ってきて連れて、また病院に戻るのか。その時に病院に置いてきている子どもはどうなんだみたいなのがあって、移住者の一番負担のかかるころかなと思って、せっかくこの制度ができてきたので、まず時間を延ばしてくれとはないとは思いますが、それを解消するにあたって例えば両方、はやきた子ども園とか雪だるま保育園とかおいわけ子ども園、これ全部に登録が可能なのか。1か所のみとは書いていないのですが、それが可能なのかどうか1点。

それから例えばお昼まで大丈夫でした。だけどやっぱり時間がかかっちゃうので当日電話で延長は可能なのか。この2点をお願いします。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） この通園制度については町内に住所がある方であればどの園でも対応は可能です。例えば追分地区の方がはやきた子ども園を利用するというのは可能です。その利用実態に合わせてそれぞれの園にご相談いただければと考えています。

あと突発的な、例えばおいわけ子ども園で利用されて12時半を過ぎる場合ということは、基本的にはこの開始時間、終わりの時間は原則としてはそうなのですが、その個別ケースについてはその事態が発生した時点で突発的なものについては、あくまでもご相談いただくというような形には当面の間なる

うかと考えています。

〔鳥越議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 鳥越議員。
- 4番（鳥越真由美君） 確認ですが、この3つの園に対して重複の最初の申し込みが可能と理解してよろしいでしょうか。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。
- 学校教育担当次長（佐々木英生君） その都度とはなりますが、それぞれの園に対して申請をいただく形になろうかと思いますが、可能です。

〔鳥越議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 鳥越議員。
- 4番（鳥越真由美君） 当然、申し込む時はその都度申し込むのはわかります。ただこれを読むと、最初に申し込んでおいてまず面談をして、使う時は連絡をするという形だと思うのですが。私が言っているのは3園とも1回ちゃんと面談をして、重複して申し込むことが可能なのか。その都度、当然連れて行くということは面談にはなると思うのですが、まずは予約をする時にもう1回それぞれ3園でしてしまっているから電話での申し込みが可能なのかどうかということを確認させていただきたいです。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。
- 学校教育担当次長（佐々木英生君） それぞれの園で初回時の面談等を実施していただいていた前提であれば、可能かと思います。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） こちら確か先生などの加配を行わず実施すると伺ったのですが、本当にそれが可能なのか。もし、それが難しくなった時にはまた変えていくのかどうか。その辺の確認をお願いします。

[佐々木学校教育担当次長 挙手]

- 議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。
- 学校教育担当次長（佐々木英生君） 3園とも余裕活用型という形式で行いますので、あくまでもこども園の利用定員の空き枠の中でこの制度を実施していくという形になります。あくまでもその枠の範囲の中ですので、この制度を実施することによって増員ということはないのですが、全体の中で今後増えていく可能性は、将来的にはあろうかと思えます。

[三浦議員 挙手]

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） では、とりあえず溢れた時は、一気に同じ日に集中することもないかもしれないですが、そういう時は受け入れが不可になるのかということと、溢れてきて現状変わってきたら嬉しい悲鳴なのですが、そうなった時はこれを変えていかなければいけないということなのではないでしょうか。

[佐々木学校教育担当次長 挙手]

- 議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。
- 学校教育担当次長（佐々木英生君） 現状においては一つの園で複数人、それほど現状で1日あたり1人から3人程度の受け入れの形になろうかという想定ですが、そこで一つの園で申し込みが集中して受け入れられないという場合は他の園でご相談いただいで利用していただく運用になろうかと思えます。

[三浦議員 挙手]

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） その後の現状が変わった時はまた変えていくのかということもご答弁いただきたかったのですが。

[佐々木学校教育担当次長 挙手]

- 議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。
- 学校教育担当次長（佐々木英生君） 申し込み多数というところが続いていけば対策等は考えてはいかなければならないものと思いますが、園との協議にもなりますが、現状難しいとは思いますが、もう一つの一般型を選択する

可能性もあろうかと思います。こちらの一般型というのは、この制度のための居室とか先生を用意していく形なるのですが、施設的な問題・人の配置さまざまな課題はあろうかと思いますが、そういった対応もできなくはない制度ではあります。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔箱崎議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 一つ確認させてください。これ空き枠ってどうやって確認するようになるのですかね。それっていつまでに申し込むのか。

何が言いたいかという、8か月とか1歳となると先生の配置の人数が変わってきて6人に1人とかですよ。そうなるちょっとオーバーしちゃったり、あつという間に埋まっちゃったりすると思うのですが、その辺いかがですか。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） この制度の利用できる人数といったところはあくまでも余裕活用型になりますので、こども園に入園されている子どもの数によってこの制度の利用できる人が変わっていく、利用定員の空き枠の中でやっていく形になろうかと思います。

確認の仕方についてはその時々によって園の方で変わってきますので、園と教育委員会の中で連携を取りながらその人数等についてはやっていく形になろうかと思います。ただ、条例の中にもありますとおりその人数というのは当初に決めていかなければなりませんので、その当初においてこの程度といったところは園の中でも決めてやっていくことではありますが、そのこども園の方の人数によってその利用人数がその都度変わっていく可能性があるということです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に議案第9号の討論を行います。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。

したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。
続いて議案第10号の質疑をお受けします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に議案第10号の討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第11号

○議長(多田政拓君) 日程第6、議案第11号 安平町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 議案第11号朗読

議案第11号

安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年安平町条例第38号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

学校運営協議会の役割と責任の明確化に伴い、当該協議会の委員を地方自治法第203条の2の規定に基づく報酬支給の対象とするため、この条例の制定について、提案するものである。

はじめに条例改正の趣旨及び改正条文の内容につきましてご説明いたします。この条例は地方公務員法第3条第3項に規定する特別職のうち附属機関の各種委員として選任された非常勤の特別職に係る報酬と費用弁償を定める条例で、新たに対象となる又は廃止となる附属機関が生じるとに条例改正が必要となるものであり、今回は教育委員会が選任する学校運営協議会を報酬対象とするため追加するものとなります。

ご承知のとおり、学校運営協議会は従来から当町で教育委員会により委員が選定されているものですが、これまで学校運営協議会の役割や責任として合議体としての意思形成が行われるような組織運営ではなかったこともあり、非常勤特別職としてではなく学校運営を側面的に応援する有償ボランティアという位置づけとし、報酬ではなく謝礼で対応としていたものとなります。しかしながら、令和8年度から地域学校協働本部の設立準備が本格化する中で実働が伴う地域学校協働本部と、経営方針を審議する学校運営協議会の役割と責任がより一層明確になることを受け、委員の身分を地方公務員法第3条第3項に規定する特別職に変更するものとし、本条例の支給対象委員に追加しようとするものです。

改正内容は条文にありますとおり都市計画審議会の後ろに学校運営協議会

を追加する内容で、施行期日につきましては新年度予算より1節の報酬として計上するものとなることから令和8年4月1日からの施行となります。なお資料として関係法令等を添付しておりますのでご参照ください。

以上ご説明申し上げ、ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 役割と責任の明確化という部分で、今までは明確ではなかったのか。それとも本部の立ち上げ・設置においてその役割は特段少し変わるところがあったのか。その点についてお願いします。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 学校運営協議会に求められるのは学校経営運営方針に対する承認といったのはこれまでもあったのですが、安平町の学校運営協議会においては、あくまでも学校の応援団という形で、例えば学校でこんなことに取り組んでいますと言った時に学校運営協議会の委員の方々が、これまでの事例で言いますと例えば学校であいさつ運動をやっているから今力入れているんですというような学校運営協議会の席上にあった場合に、それらの委員さんがじゃあ私たちも手伝おうということで外に出てあいさつ運動を手伝ってもらおうといった、あくまでも側面的な応援団ということで立ち上がっていったものですから、そういう謝礼の形で大変少ない金額ではありますがご協力いただいていた経緯があります。

この度、非常勤特別職であったのですが学校運営協議会という先ほど申し上げた学校運営・経営方針に対する承認といったところは以前からもあったのですが、その承認に対してより熟議して学校運営協議会の中で検討しながらその学校の方針に対して承認していこうという、より充実したものにし、その身分等という形で今回提案させていただいたもので、これらの活動を学校協働本部と、これからの動きとして連携していくことはあるのですが、学校運営協議会の活動をより求められているところに近づけていこうということから今回提案させていただいたものです。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） なんがちよっと、特段責任とお願いする業務というか役割が変わったわけではないということなのではないでしょうか。今までも熟議して一生懸命委員さんたちはやっていたのではないかなって、私はそう思うのですが。何がどう違ってこうなっているのか。報酬の支払いになかった自体が変だなと思うのですが、どういうことなのではないでしょうか。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 法的な部分というのでしょうか、求められているというか役割といったところは法的なものとかでは例えば去年から変わったところではありませんが、これまでがスタートが応援団的な要素がかなり強かったということです。ずっと謝礼という形にはなったのですが、形骸化していったところもありまして、この活動をより充実したものにしていくという時にこれまで求められたものをより熟議していこうという形で安平町の学校運営協議会の中での考え方というか取り組み方を変えていこうという形で今回その責任も明確化していこうということです。

〔井内教育長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 最初に佐々木次長からお話があった、従来では先ほど説明があったようにあいさつ運動をやりますとなった時にはお手伝いしますねというお手伝い的な側面がありました。ただ、そういった実行のところは今後、地域学校協働本部の方が実行部隊のところを担っていくように令和8年から本格的に動いていきます。

学校運営協議会はというと、従来までは事務局を学校が担っていて、学校運営協議会委員はやや評議委員的な側面がありました。ただし現在、今年度もそうですが、事務局を教育委員会が担って学校運営協議会の委員の方が学校長が出す経営方針に対してしっかりと熟議を行って主体的に学校運営に関わる、今までは主体的に学校運営に関わるという位置づけでは運営がされていませんでした。

また、学校運営協議会には3つの役割がありまして、1つ目は学校長の経営運営方針の承認、もう1つは実際に行われている学校の教育活動に対する意見を述べることができる。そして3つ目が人事に対して意見を述べることができるというこの3つがありました。ただし、この3つ目の人事に関して道教委の方に意見を述べるということについては、今まで安平

町においてはこの3つ目のところは主に取り扱っていませんでした。しかし、国ではこの3つを学校運営協議会の方でしっかりと取り扱ってほしいというのがありますので、より責任の度合いが大きくなるということと、主体的に学校運営に関わりながら熟議していくところでより一層責任が増していくということと、さらに先ほど話がありました応援団的な側面のところは地域学校協働本部が担っていくことで役割の明確化といったところが位置づけられているので、今回このような形で整理をさせていただいたところです。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 役割が、責任が重くなったというご説明をいただいたのですが。法的には変わってないのに、ということは今までは法的に問題なかったのか。法解釈上問題はないけど、より変えていきますということなのか。その辺お願いします。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 学校運営協議会については資料にも付けさせていただきましたが、非常勤特別職として推奨されているところで、今までが法的に問題があるかと言われるとそうではないかと思っています。

法的な部分ですと、この学校運営協議会については平成16年ぐらいから始まっていて、本町においては平成25年から安平町の学校で開始していますが平成29年度に大きな改正が行われたとされていますので、その時点で検討に入れば良かったのかもかもしれませんが、法的には問題ないということでこれまでこうしてきていましたが、法的には徐々に役割は大きくなってきているのですが、今回安平町の学校運営協議会においても今年度からより熟議に力を入れていこうと開始しましたので、その安平町の学校運営協議会の役割がまたより一層重くなるというか、重要なことをやっていただくということです。ですので今回ご提案させていただいたものです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議案第12号

○議長(多田政拓君) 日程第7、議案第12号 安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

[奥田税務戸籍担当課長 挙手]

○議長(多田政拓君) 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長(奥田浩司君) 議案第12号朗読

議案第12号

安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

安平町国民健康保険税条例(平成18年安平町条例第107号)の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

国民健康保険の運営の広域化が実施されることに伴い、国民健康保険税の課税方式について、資産割額を廃止し、所得割、均等割、平均割の3方式としたので、この条例の制定について提案するものである。

次のページにあります改正条文の朗読は省略させていただきます、改正理由などの説明をさせていただきます。

今回の条例改正は平成30年4月から持続可能な社会保障制度の確立を図る目的で国民健康保険制度が広域化され、都道府県が運営主体となりました。この制度改革の中で北海道は運営方針を定め、令和12年の保険税の統一化を目指し保険税の賦課方式については資産割を除いた3方式に統一するという方針が示されました。これを受け安平町におきましても資産割を除いた所得割・均等割・平等割の3方式に改めるものです。

なお、資産割が課税されている世帯は1455世帯のうち456世帯、額にして1300万円ほどの減収となりますが、なるべく住民負担を少なくしたいという考えのもと、ほかの税率を上げることで埋め合わせするのではなく基金を充てることとしております。

改正内容につきましては改正条文の次に新旧対照表を添付しており、規定の改正箇所はアンダーラインで示しているとおります。

なお、この条例は、令和8年4月1日を施行日として、令和7年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとしています。

以上で提案説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 8 議案第13号

○議長（多田政拓君） 日程第 8、議案第13号 安平町米麦乾燥調製施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） 議案第13号朗読

議案第13号

安平町米麦乾燥調製施設条例の一部を改正する条例の制定について

安平町米麦乾燥調製施設条例（平成18年安平町条例第128号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 5 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

燃料費、電気料金及び人件費の高騰に伴い、利用料金を改定するため、この条例の制定について、提案するものである。

次のページをご覧ください。条例改正の主旨及び改正内容についてご説明いたします。

当該施設は平成14年に国の補助事業により旧追分町が建設したもので、とまこまい広域農協が指定管理している施設でございます。

今回の条例改正に至った経緯について説明させていただきます。この後、議案第14号で上程させていただいております安平町米麦乾燥調製施設の次期指定管理者について、令和 8 年 1 月 9 日からとまこまい広域農業協同組合と協議を開始し、令和 8 年 1 月 22 日付けで事業計画書並びに収支計画書等の添付のうえ指定管理者指定申請書が提出され、収支計画書との整合性を確保するため安平町米麦乾燥調製施設条例第10条第 3 項の規程に基づき、同日付けで利用料金変更承認申請書の提出があったものでございます。

改定概要につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。米を乾

乾燥調製する場合、60kgあたり現行803円を402円増額し1205円に上限額を改正し、小麦を乾燥調製する場合については60kgあたり現行1549円を775円増額し2324円に上限額を改正し、色彩選別機のみを利用する場合については60kgあたり現行880円を440円増額し1320円に上限額を改正するものでございます。

主な理由としましては燃料費・電気料の高騰に加え、施設修繕費・人件費の上昇を受け上限額を改正するものでございます。また、今回の利用料金の上限額につきましては社会情勢等を加味し、利用料金変更承認申請書の金額を上回る現行条例上限額に50%を加算した金額を上限額としております。

なお、今回の利用料金の改正については令和7年7月1日に開催されました追分米乾燥調製施設運営委員会で協議を終え、令和8年1月28日の理事会で承認を受けているものでございます。

また、施行期日につきましては、令和8年4月1日からの施行としております。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今お聞きしていたら結構な上げ幅で、ご承認はいただいたというところですが。ただでさえ物価が高くて農家さんたちも営農を困っている状況で、これだけ上がったら大丈夫かなという懸念があるのですが。当該農業者の方々はどのように言ってらっしゃるか、その影響について伺います。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） まず今回うちの上限額の改正として50%加算したということですが、これが必ずしもJAさんが料金を上げたいという数字と一致しているものではありません。実際、農協さんの利用料としての設定ですが昨年までは米については689円、今回これを854円にしたいという申請の中身です。これが現行の上限額を上回った金額だったことから変更申請書の提出があったことになっています。

また、麦については1459円が1572円で113円の値上げ。色選については880円が1100円、220円の値上げというのがJAの変更申請額となっていること

で、今条例の上限額が必ずしも利用者に対してすぐさま影響するわけではありません。

あと農協さんの組合懇談会でも農協さんは十分組合員に対して周知後理解を求める場をもちながら説明しています。確かにその場において一部ですが現在の社会情勢から十分ご理解している方もおりますが、中にはこれ以上手数料が増えていった時に農協さんとして取り扱いが減っていく懸念を逆にして組合員さんもあるご意見をいただいているところです。

ただ、うちで抱えている農協さんは決して単協ではなく広域農協になっています。そういった意味では各地区に施設があります。うちも追分と農協直営ですが新栄にもあります。厚真にもあります。そういった中でこの組合員の価格に対しては統一感を持って上げているということで、確かに我々が条例として上げていくのは農協さんの変更申請額を根拠として上げていく必要があると思うのですが、今のこの社会情勢を考えた時に農協さんは必ず組合員との合意形成を図りながらやっているという長い間の信頼関係があるので、大きく加算して今回の条例提案をさせていただいたということです。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では、この条例どおりに満額全部影響が出るということではないということでしょうか。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） そのような理解でよろしいかと思いますが、今後は仮に社会情勢の中で上がっていく場合においても、農協さんはきちんと組合員と合意形成を考えながらこの条例の上限額の範囲内で運営していくものと認識しています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（多田政拓君） 議員の皆様にお諮りいたします。ここで議事日程の順序を変更し日程第21、議案第26号を先に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

◎ 日程第21 議案第26号

○議長（多田政拓君） 日程第21、議案第26号 安平町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 議案第26号朗読

議案第26号

安平町介護保険条例（平成18年度安平町条例第108号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和7年度の税制改正による給与所得控除の引き上げに伴う介護保険法施行令改正の影響によって介護保険料が増額となる第1号被保険者について、介護保険法第142条に定める「特別な理由」に該当となる介護保険料の減免を実施するため、この条例の制定について、提案するものである。

改正条文の朗読を省略し、はじめに一部改正の趣旨をご説明いたします。説明資料をご覧ください。今回提案します条例の改正につきましては、令和7年度税制改正における給与所得控除の最低保障額引上げは物価高や最低賃金の上昇を受けパート等の働き控えを解消し人手不足を緩和するためや手取りを増やして生活を支援する目的で制定されましたが、その結果、介護保険第1号被保険者の保険料が課税段階から非課税段階となる現象が発生し、保険者の責めに帰さない保険料の不足を招くこととなりました。国はこのような保険料不足にならないように介護保険法施行令を改正して令和8年度の介護保険料は引上げ前の基準により算定することとしましたが、令和7年度住民税非課税であった者が令和8年度も非課税になるように控除引上げの範囲内で就業調整した場合は介護保険料が課税の段階になる現象が発生することとなりました。国はこのような場合を考慮し、介護保険法第142条に定める特別な理由により保険者の判断で当該者の保険料を非課税の段階まで減免することができる措置がとられたため、近隣市町村の動向を踏まえ介護保険条例を一部改正して制度上本人の申請によらずに介護保険料の減免を実施するため改正するものでございます。

それでは新旧対照表によりご説明致します。第15条についてですが、介護保険法第142条に定める特別な理由に該当となる介護保険料の減免を実施するため第5号を追加し、加えて制度上本人の申請によらずに介護保険料の減免を実施するため第4項を追加するものです。

また、この条例は公布の日から施行し令和8年4月1日から適用することといたします。

以上で説明を終わります、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 特別な理由というのは、制度上変わったことによって現状所得が変わらないのに非課税が課税になることが特別な理由にあたるの

か、その辺について詳しくお願いします。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） この特別な理由というのは最低保障引き上げの給与控除を適用するために所得を最低保障までの給与を引き上げた場合に、本当は非課税になるのですが介護保険法上は国の措置で令和7年度の所得基準としたために課税となる状況になってしまうため、それは安平町で特別な理由で非課税にしてもいいですよという国の措置が取られたため、今回そういった措置をこの条例ですということなのです。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ということは今まで非課税でいた方々は何も変わらない状況でいけるというか、そういうことでの理解でよろしいですか。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） そのような状況になりますし、大体こういった方が該当するのを前年度所得で試算して調べたのですが、大体20名程度になるのではないかと試算しています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第14号

○議長（多田政拓君） 日程第9、議案第14号 安平町米麦乾燥調製施設の指定管理者の指定についてを議題とします。提案説明を求めます。

[森池産業振興担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） 議案第14号朗読

議案第14号

安平町米麦乾燥調製施設の指定管理者の指定について

次の団体を安平町米麦乾燥調製施設の指定管理者に指定したいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

安平町米麦乾燥調製施設の指定管理者を指定するため、安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項の規定により提案するものである。

次のページをお開きください。

記

- 1 施設の名称 勇払郡安平町迫分弥生341番地7
安平町米麦乾燥調製施設
- 2 指定管理者 勇払郡厚真町錦町10番地2
とまこまい広域農業協同組合
代表理事組合長 堀 弘 幸
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

主旨説明をさせていただきます。

当該施設につきましては平成18年9月1日からとまこまい広域農業協同組合に指定管理をお願いし、現在に至っております。指定管理者選定に当たりましては地方自治法第244条の2第3項、安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第6条第1項及び同条例施行規則第5条第1項第5号に基づきとまこまい広域農業協同組合を応募によらず選定しております。

選定理由につきましては指定管理者制度の導入以来、施設の性格・規模・機能等を考慮し、効率的な管理及び生産者の利便性に配慮し、当該施設の運営に係る安定したサービスの提供が期待できることから選定したものでございます。なお、資料として管理に関する協定書（案）を配布しておりますのでそちらをご覧ください。

全文朗読は省略し、要点のみ説明させていただきます。第4条の指定期間は先ほども読み上げましたが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となっております。第16条管理費用につきましては町は支払わないこととしております。第18条の利用料金の決定は事前に町に承諾を受けることとしております。第20条の事業報告書は毎年度終了後60日以内に提出することとし、第21条の業務報告は定期又は必要に応じて臨時に報告を求め実地に調査等を行うことができることとしております。第26条の指定の取り消し等について、指定管理者が管理を継続することができないと認める時は指定の取り消し又は管理業務の停止をすることができることとしております。第27条にその場合の損害賠償は指定管理者の責めによるものとしております。第35条の疑義については双方協議のうえ定めることとしております。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。
これから議案第14号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第15号

○議長（多田政拓君） 日程第10、議案第15号 安平町野菜共同集出荷場の指定管理者の指定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。
○産業振興担当課長（森池和哉君） 議案第15号朗読

議案第15号

安平町野菜共同集出荷場の指定管理者の指定について

次の団体を安平町野菜共同集出荷場の指定管理者に指定したいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

安平町野菜共同集出荷場の指定管理を指定するため、安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項の規定により提案するものである。

次のページをご覧ください。

記

- 1 施設の名称 勇払郡安平町追分花園1丁目28番地及び32番地2
安平町野菜共同集出荷場
- 2 指定管理者 勇払郡厚真町錦町10番地2
とまこまい広域農業協同組合
代表理事組合長 堀 弘 幸
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

主旨説明をさせていただきます。

当該施設につきましては平成18年9月1日からとまこまい広域農業協同組合に指定管理をお願いし現在に至っております。

指定管理者選定に当たりましては地方自治法第244条の2第3項、安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項及び同条例施行規則第5条第1項第5号に基づきとまこまい広域農業協同組合を応募によらず選定しております。

選定理由につきましては指定管理者制度の導入以来、施設の性格・規模・機能等を考慮し、効率的な管理及び生産者の利便性を配慮し、当該施設の運営に係る安定したサービスの提供が期待できることから選定したものでございます。なお、資料として管理に関する協定書(案)を配布しておりますので、そちらをご覧ください。

全文朗読は省略し、要点のみ説明させていただきます。第4条の指定期間は先ほども読み上げましたが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となっております。第15条管理費用につきましては、町は支払わないこととしております。第17条の利用料金の決定は、事前に町に承諾を受けることとしております。第19条の事業報告書は毎年度終了後60日以内に提出することとし、第20条の業務報告は定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、

実地に調査等を行うことができることとしております。第25条の指定の取り消し等について、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは指定の取り消し又は管理業務の停止をすることができるとしております。第26条にその場合の損害賠償は指定管理者の責めによるものとしております。第34条の疑義については双方協議のうえ定めることとしております。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 議案第16号

○議長（多田政拓君） 日程第11、議案第16号 安平町児童館の指定管理者の指定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 議案第16号朗読

議案第16号

安平町児童館の指定管理者の指定について

次の団体を安平町児童館の指定管理者に指定したいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

早来地区における安平町児童館の指定管理者の指定期間満了に伴い、令和8年度より新たに指定管理者を指定するため、安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により提案するものである。

裏面をお開きください。

記

- 1 施設の名称 安平町早来大町156番地33
安平町早来児童センターどんぐり
- 2 指定管理者 恵庭市大町4丁目1番地11
学校法人リズム学園
理事長 押 見 俊 哉
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

主旨説明をさせていただきます。

早来児童センター指定管理期間満了に伴う指定管理者の指定ですが、指定管理者に当該団体を選定した理由については本町では認定こども園・児童館・支援センターの複合施設として整備を行っており、認定こども園の連携協定先の法人が条例上の選定団体となることを早来児童センター指定管理者業務仕様書で示した運用を行っており、施設の性格・規模を有効活用した上

で事業を実施していることを評価し、継続して選定団体として選定したものです。

資料①として安平町児童館管理運営に関する基本協定書（案）を添付させていただきました。主な内容として、第6条で指定期間を令和8年4月1日より令和13年3月31日の5年間とし、以下業務内容の考え方を各条で示しております。第20条以下に事業計画書の提出、月報・事業報告書を求め、第24条に指定管理料、第25条以下は事務的な内容や問題等への対応手続き等を記載しています。資料②については認定こども園の施設内の児童館の位置図、早来児童センター指定管理者業務仕様書となりますのでご参照願います。資料③として令和6年度分モニタリング総合評価表を添付させていただきました。毎年指定管理者が実施する自己評価に教育委員会として評価しています。評価は事業計画の達成度、利用者の満足度、管理運営の効率性、適正な管理運営、地域貢献の5項目で実施しており、適正な管理・運営が行われており、特に各種プログラムの計画実施では子ども達が自分で立案し遊びづくりをすることにより主体性を持たせる活動を行っていることを高く評価しております。これらのことから、これまで同様に指定管理者として継続することが適切であると判断しております。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 議案第17号

○議長（多田政拓君） 日程第12、議案第17号 財産の無償貸付について（早来地区児童福祉複合施設の土地及び建物の一部）を議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 議案第17号朗読

議案第17号

財産の無償貸付けについて

財産を無償貸付けしたいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

公私連携幼保連携型認定こども園としてはやきた子ども園を運営する公私連携法人学校法人リズム学園に対し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推薦に関する法律第34条第4項の規定により、早来地区児童福祉総合施設等の敷地及び建物の一部を無償貸付けするため、地方自治法第237条第2項の規定に基づく同法第96条第1項第6号の規定により提案するものである。

裏面をお開きください

記

1 無償貸付財産の種類 行政財産（土地・建物）

2 無償貸付財産の所在、面積等
(土地)

所 在	地 目	面 積
安平町早来大町 156 番地 33	宅地	38,469.1 m ² のうち、 園舎・園庭・駐車場 8687 m ² 職員駐車場 648 m ² 駐車場等雑用地 247.6 m ²

(建 物)

所 在	名 称	床 面 積
安平町早来大町 156 番地 33	児童福祉 総合施設	1715.31 m ² のうち、 幼保連携型認定こども園専用 1209.594 m ² 児童センター等共有部分 175.488 m ²

3 無償貸付けの目的 公私連携幼保連携型認定こども園運営のため

4 無償貸付けの相手方 北海道恵庭市大町4丁目1番11号
学校法人 リズム学園
理事長 押見俊哉

5 無償貸付期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

参考資料として無償貸付財産位置図を添付させていただきました。資料1が土地について、資料2と3が建物部分の貸付場所となっております。

主旨説明をさせていただきます。

公私連携幼保連携型認定こども園のはやきたこども園への土地及び建物の無償貸付が本年度末を持って満了となります。資料として添付させていただきましたが、公私連携幼保連携型認定こども園の設置運営に関する基本協定につきましては教育・保育の質の高さ、運営の安定性や保護者評価においても高い評価を得ていること、また協定違反もなく学園側から事業の停止等の申し出がないことから、本協定の継続を更に5年間行っていくこととなっております。このことから就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第4項の規定に無償貸与できることとされていることから、早来地区児童福祉複合施設等の敷地及び建物の一部の無償貸付けを改めて向こう5年間継続しようとするものです。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いしてお

願ひ申し上げます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第17号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13 議案第18号

○議長（多田政拓君） 日程第13、議案第18号 令和7年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔谷村水道担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） 議案第18号朗読

議案第18号

令和7年度安平町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和7年度安平町水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和7年度安平町水道事業会計予算について、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案するものである。

次のページ、令和7年度安平町水道事業剰余金処分計算書をご覧願います。この計算書は、剰余金はその年度中にどのように増減変動したのかについての内容を示す報告書となります。今回提案致します剰余金処分計算書につきましては、令和6年度の決算において確定しています令和6年度安平町水道事業会計未処分利益剰余金2億7113万8383円のうち純利益となりました5936万7874円を減債積立金へと積み立てるため処分を行うもので、令和7年度決算における4条予算の補填財源に不足が生じないよう、この未処分利益剰余金の一部を企業債の償還金に充てることを目的とする減債積立金へと積み立てるものとなります。

なお、未処分利益剰余金につきましては特定の用途目的を与えられていない白紙のままの利益をプールする勘定となりますので、これまで未処分としていました利益剰余金を地方公営企業法施行令第24条第1項の規定に基づき処分を行うものとなります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 処分額を決定する基準。影響のない額をというご説明だったので、明確に何か基準というものがあるのかどうか伺います。

〔谷村水道担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） 基準というものではないですが、確実に現金として確保されたもので6年度の決算における純利益の部分は確実に現金として残りましたので剰余金から減債積立金へ移せる金額ということで移します。基準というよりは純利益となった同額を移したというものとなります。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 丸々全部移したわけではないですよ、多分。例えばですが一般会計の時は半分を積むとか決まっていますが、純利益全てを減債基金に積み立てたというわけではないですよ。その辺の決め方をお願いします。

〔谷村水道担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） 今回については純利益同額を積み立てています。これ特段ルールはないのですが、純利益が例えば6000万円出てもその6000万円積めるかという、そこに純粋な現金がどれだけあるのかは精査しなければならないのですよね。その精査した中で本当に現金として移せるものだけを減債積立金に積み立てるように処分をしています。今回については純利益そのまま全て現金だったというものになります。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第14 議案第19号

○議長（多田政拓君） 日程第14、議案第19号 令和7年度下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木下水道担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 下水道担当課長。

○下水道担当課長（佐々木貴之君） 議案第19号朗読

議案第19号

令和7年度安平町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和7年度安平町下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和7年度安平町下水道事業会計予算について、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案するものである。

次のページ、令和7年度安平町下水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。この計算書は剰余金はその年度中にどのように増減変動したのかについての内容を示す報告書となります。

今回提案致します剰余金処分計算書につきましては、令和6年度の決算において確定しています令和6年度安平町下水道事業会計純利益は1億1138万1604円となり、前年度からの繰越分が無いため未処分利益剰余金は同額の1億1138万1604円となります。未処分利益剰余金のうち利益剰余金取崩額を考慮し繰越可能限度額の9569万6132円を減債積立金へと積み立てるため処分を

行うもので、令和7年度決算における4条予算の補填財源に不足が生じないよう、この未処分利益剰余金の一部を企業債の償還金に充てることを目的としているものとなります。

なお、未処分利益剰余金につきましては特定の用途目的を与えられていない白紙のままの利益をプールする勘定となりますので、これまで未処分としていました利益剰余金を地方公営企業法施行令第24条第1項の規定に基づき処分を行うものとなります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（多田政拓君） ここで午後2時30分まで休憩します。

休憩 午後 2時 14分

再開 午後 2時 30分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。

会議の前にご報告します。現在、町内で発生している高原性鳥インフルエンザ対応のため、関係する業務の担当課長が退席しますのでご報告します。

（産業振興担当課長、土木公園担当課長、施設担当課長、税務戸籍担当課長、生活環境担当課長、水道担当課長、下水道担当課長、総合支所長、学校教育担当次長、社会教育担当次長 退席）

○議長（多田政拓君） それでは引き続き会議を続けます。

◎ 日程第15 議案第20号

○議長（多田政拓君） 日程第15、議案第20号 令和8年度安平町一般会計予算についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。着座のまま説明をお願いします。

○副町長（田中一省君） 議案第20号朗読

議案第20号

令和8年度安平町一般会計予算について

令和8年度安平町一般会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和8年度安平町一般会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

令和8年度安平町一般会計予算書をお開きください。

令和8年度 安平町一般会計予算

令和8年度の安平町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,048,133千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費、負担金補助及び交付金(退職手当組合負担金)に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和8年度安平町一般会計予算について提案説明いたします。令和8年度の歳入歳出総額は90億4813万3000円、対前年度比5億1827万7000円、6.1%の増となり、スポーツセンター改修工事の計上が主な要因の一つと言えます。

本予算の概要ですが、予算書7ページから9ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

まず歳入において前年度比で額が大きなものを説明しますと、1款町税は個人町民税の減額などにより前年度比マイナス1億1350万6000円、5.3%の

減。19款寄付金は馬産地協定及び中間事業者の変更などにより、ふるさと納税の増額を見込み前年度比9988万1000円、19.8%の増。20款繰入金は財政調整基金繰入金の増額などにより前年度比4億1857万2000円、46.9%の増。23款町債はスポーツセンター改修工事に伴う教育債の借入額の増などにより前年度比6490万円、17.1%の増となっています。また、歳入予算の構成割合につきましても、依存財源である地方交付税が歳入全体の約28.8%を占め、自主財源の町税は約22.5%の構成比となります。

次に歳出、9ページをご覧ください。歳出における大きなところでは、3款民生費は、しょうがい者自立支援費の増などにより前年度比8176万8000円、5.4%の増。4款衛生費は太陽光発電設備等設置事業補助金の増により前年度比1億1698万5000円、21.2%の増。10款教育費はスポーツセンター改修工事の計上などにより前年度比1億7011万5000円、20.0%の増。11款公債費は早来学園建設事業の元金償還開始などにより前年度比1億1999万4000円、13.8%の増となっています。また、性質別歳出では人件費が16億1465万4000円、前年度比1億2211万円、8.2%の増。補助費等は25億8993万5000円、前年度比1億3223万6000円、5.4%の増。扶助費は5億1019万1000円、前年度比2757万6000円、5.7%の増。普通建設事業費は5億2734万9000円、前年度比1億2232万円、30.2%の増となっています。

それでは歳出から説明いたしますので73ページをお開きください。

1款議会費は対前年度比336万5000円、6.3%の増で、改選年となるため前年度から増となっています。以下、歳出の説明は説明欄の事業別にその概要を説明します。

77ページ、2款総務費は対前年度比マイナス3629万円、3.2%の減となります。1項1目一般管理費（1）表彰者等選考委員会運営経費は6名の委員、次の（2）特別職報酬等審議会運営経費は7名の委員のそれぞれ報酬及び費用弁償で、78ページにまたがる（3）表彰等経費は町政功労者及び各功績者の方への表彰者記念式典の経費を計上するもの。（4）職員研修経費は人材育成基本計画に基づき職員研修を実施するものです。79ページにまたがる（5）情報公開経費は5名の委員の報酬、費用弁償で、（6）訟務経費は説明欄に記載のとおり、（7）行政改革推進委員会運営経費は5名の委員の報酬、費用弁償です。80ページにまたがる（8）雇用対策事業は両庁舎の一般事務補助員として14名の会計年度任用職員経費を計上しています。81ページにまたがる（9）庁舎事務機器経費はコピー用紙等の一般事務用品及び複写機使用料などで、その他については説明欄に記載のとおりです。82ページにまたがる（10）その他一般管理経費、12節年末調整システム導入業務委託料及び年末調整システム保守点検業務委託料は年末調整の手続きの電子化により内容確認の簡便化のほか、次年度更新時における前年度データの再利用など、記載ミスや計算ミスを防ぐとともにチェック作業を省力化し事務負担の軽減化を図るもの。83ページ、18節合併20周年事業補助金は記念事業の実施

に係る補助金の計上で、その他については説明欄に記載のとおりで、(11) 職員懲罰委員会経費は外部審査員2名の謝礼の計上です。84ページにまたがる2目電子計算費(1) 防災行政情報告知ネットワーク構築事業は説明欄に記載のとおりで、85ページにまたがる(2) 総合行政ネットワークシステム運用事業、12節地域おこし協力隊活動業務委託料は地域おこし協力隊を3名任用しスマホ教室等の運営を始めとした地域のデジタル化を推進するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。(3) 総合行政ネットワーク構築事業から89ページ、(15) 社会保障・税番号システム運用経費は説明欄に記載のとおりです。90ページにまたがる3目出納管理費は出納事務経費の計上で、91ページにまたがる4目財政管理費は財政事務及び契約事務経費の計上。92ページにまたがる5目職員厚生管理費は職員の健康管理経費や福利厚生経費を計上するもの。94ページにまたがる6目文書広報費は広報事務経費の計上です。95ページにまたがる7目財産管理費(1) 財産管理事務経費から98ページにまたがる(3) 庁舎管理経費までは説明欄に記載のとおりです。100ページにまたがる(4) 町有施設管理経費、14節施設改修工事は自治会館11箇所にエアコンの設置等を行うもの。町有施設照明LED化工事は給食センターなど4箇所のLED工事を行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。101ページにまたがる(5) 福祉バス運行経費及び(6) 町有施設再活性化事業、8目自治会館施設費及び102ページ、9目地方振興費はいずれも説明欄に記載のとおりです。105ページにまたがる10目企画費(1) 地域公共交通対策事業、104ページ、18節交通空白解消対策事業補助金はライドシェア運行管理等の補助金で、その他については説明欄に記載のとおりです。(2) 企画調整事務経費から106ページ、(4) デマンド交通運行事業は説明欄に記載のとおりで、(5) 町民参画推進事業経費は委員12名の報酬及び費用弁償の計上です。107ページにまたがる(6) 総合計画策定事務経費は未来創生委員会委員12名の報酬と費用弁償、外部有識者謝礼2名分の計上及び第3次安平町総合計画策定事業の策定作業に係る事務経費の計上となっており、(7) 地域おこし協力隊活用事業は説明欄に記載のとおりです。108ページ、(8) まちづくりファンド積立金はふるさと納税に伴う寄付金の積立で、(9) 男女共同参画推進事業は説明欄に記載のとおりです。109ページにまたがる11目まちづくり推進費、(1) コミュニティ運動経費及び(2) ふるさと会事業経費、110ページ、(3) 自治振興事業経費は説明欄に記載のとおりです。113ページにまたがる(4) 定住促進事業、112ページ、18節民間賃貸共同住宅等建設支援事業助成金は、子育て世代向けの住まいを確保するため民間賃貸アパートの建設事業者に対して助成するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。(5) 基金造成事業、ふれあい基金は基金利子分の積立で、(6) まちづくり事業支援交付金事業は町民のまちづくりへの積極的な参加を促すことを目的とし、団体等が自主的に行うソフト事業、ハード事業に対してともに10分の8以内の支援を行うもの。(7)

地域活性化起業人活用事業は説明欄に記載のとおりです。115ページにまたがる（８）地区別計画協働づくり事業は安平地区と遠浅地区で策定する協働実行プラン、いわゆる地区別計画に基づき地域コミュニティ機能の維持及び活性化に向けた各種事業に取り組む両地区のまちづくり協議会に対し交付するものです。116ページにまたがる12目交通安全対策費から14目公平委員会費までは説明欄に記載のとおりです。117ページ、15目財政調整基金費（１）市町村備荒資金組合納付金は説明欄に記載のとおり、（２）財政調整基金積立金は基金利子分の積立で、（３）まちづくり基金積立金はふるさと納税などによる寄付金の積立です。（４）産業づくり基金積立金はふるさと納税による寄付金及び立木売却収入並びに森林環境譲与税相当分の積立で、（５）ひとづくり基金積立金は、ふるさと納税による寄付金を積立とするものです。118ページにまたがる（６）企業版ふるさと納税基金積立金は当該年度の企業版ふるさと納税を翌年度以降の事業財源とするために積み立てるものです。16目諸費は説明欄に記載のとおりで、17目国民保護対策費は委員16名のうち支給対象者6名分の報酬、費用弁償の計上です。119ページにまたがる2項1目税務総務費（１）固定資産評価審査委員会は3名の委員の報酬、費用弁償で、120ページにまたがる（２）税務事務経費は説明欄に記載のとおりです。117ページにまたがる2目賦課徴収費から128ページ、5項1目統計調査総務費までは説明欄に記載のとおりで、129ページにまたがる2目各種統計調査費は経済センサス等に係る経費を計上するもので、130ページにまたがる6項監査委員費は説明欄に記載のとおりです。

131ページ、3款民生費は対前年度比8176万8000円、5.4%の増で、132ページにまたがる1項1目社会福祉総務費（１）社会福祉事務経費7節は地域福祉総合検討推進会議委員への謝礼で、その他については説明欄に記載のとおりです。（２）社会福祉団体等補助金は社会福祉協議会への補助金で、133ページにまたがる（３）福祉扶助経費は説明欄に記載のとおりです。（４）国民健康保険事業特別会計繰出金は保険税軽減分及び保険者支援分等の繰り出しで、（５）地域福祉推進事業経費、18節地域支え合い活動推進交付金は住み慣れた地域で安心した暮らしができるよう地域住民の参加と協力による支え合い、助け合いによる地域福祉の推進に取り組む自治会・町内会・ボランティア団体等に事業メニューごとに交付するもので、ボランティア資格取得支援事業助成金は福祉を支える人材の育成・確保のため、町民が福祉ボランティアなどの資格を取得するに当たって必要となる経費を支援するものです。19節は安平町地域公共交通を利用し医療機関などへの通院及びまちなか等への買い物をする高齢者・しょうがい者等の負担を軽減するため共通回数券を交付するものです。134ページにまたがる2目国民年金事務費は説明欄に記載のとおりです。3目民生委員費（１）民生委員協議会経費は民生委員協議会の活動費交付金の計上で、（２）民生委員協議会事務経費は説明欄に記載のとおりです。135ページ、4目社会福祉施設費は憩の家・創作研修館・か

しわ館及びふれあい交流館みなくるなどに係る管理運営経費で説明欄に記載のとおりです。136ページにまたがる5目ぬくもりセンター施設費、14節ぬくもりセンター施設改修工事は中央監視盤更新工事費等の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。137ページにまたがる6目ひとり親家庭等医療費から138ページ、8目重度心身しょうがい者医療費までは、道補助事業の福祉医療に係る事務費及び各医療費助成経費です。139ページにまたがる9目高齢者福祉費（1）高齢者福祉事務経費及び（2）高齢者団体等補助金は説明欄に記載のとおりです。140ページにまたがる（3）高齢者支援事業12節生活支援事業委託料は、通院移送車運行・外出支援サービス及び除雪サービス等に係るもので、緊急通報システム通信受信業務委託料は緊急通報システム117台分の通信受信業務です。18節高齢者交流事業交付金は敬老会開催交付金などで、住民福祉活動交付金は町内会やボランティア組織による高齢者宅の訪問活動等の助成で、見守り・啓発事業交付金は高齢者との交流活動に対し助成するものです。19節は70歳以上の高齢者で介護保険の対象者を除き自宅に入浴施設の無い方に助成するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。（4）長寿祝金等支給事業は喜寿116名、米寿74名、白寿4名、百寿3名を予定しており、（5）北海道後期高齢者医療広域連合経費は後期高齢者医療等の負担金で、141ページにまたがる（6）後期高齢者医療事業特別会計繰出金は後期高齢者保険料の低所得者軽減分の基準内繰り出しです。142ページにまたがる10目高齢者福祉施設費（1）高齢者施設管理運営経費は、ぽっぽ苑・はくと苑の管理運営経費で、（2）しのめ交流館管理経費は説明欄に記載のとおりです。143ページ、11目介護支援費（1）介護保険事業特別会計繰出金は介護給付費及び職員人件費分等の基準内繰り出しで、（2）在宅福祉事業12節は寝具洗濯乾燥消毒サービスで、19節福祉用具購入費助成金は歩行用杖・シルバーカー・風呂用マットの購入助成するものです。（3）在宅介護支援センター運営経費は夜間・祝祭日の緊急時における高齢者の相談体制を民間事業所に委託するもので、144ページにまたがる（4）介護保険利用者負担軽減措置助成事業は、社会福祉法人が低所得者に行う介護施設や通所介護の利用料軽減分に対し助成するものです。（5）権利擁護人材育成事業は、東胆振圏域における成年後見支援センター広域化に伴い苫小牧市社会福祉協議会に中核機関を設置するための事業として実施するもので、（6）介護職人材育成・確保対策助成事業、18節介護職人材育成・確保対策交付金は介護事業所の人手不足の解消と追分高校生及び町内に在住する高校生の就職支援を兼ね専門学校等で人材育成を行い、地元の介護事業所に就職していただき人材不足を解消しようとするもの。また、町内居宅事業所に所属する介護支援専門員に対し処遇改善として助成を実施するものです。外国人介護職人材確保事業助成金は、介護事業所における外国人介護技能実習生等の受け入れ費用について補助を行うことで介護サービスの安定した供給を図るものです。（7）介護保険施設入所者入院給付費助成事業は、安平町における

介護事業所の入所者が入院した場合において給付費の対象とならない期間について町が独自に助成を行うもので、145ページにまたがる(8)地域おこし協力隊活用事業は、地域おこし協力隊事業等を活用し介護人材の確保・育成を行うものです。12目しょうがい者福祉費(1)しょうがい者福祉事務経費は説明欄に記載のとおりで、146ページにまたがる(2)しょうがい者自立支援事業経費19節しょうがい者自立支援費は、しょうがい者の利用するヘルパー・障害者支援施設に係る給付、車椅子・補聴器などの補装具の購入及び修理費に係る給付で対前年度比3425万5000円となっています。地域生活支援費はしょうがい者の外出支援・日中一時支援・入浴支援などに係る給付、しょうがい者医療費給付費は更正医療・療養介護医療に係る給付で、その他については説明欄に記載のとおりです。147ページにまたがる(3)しょうがい者等交通費助成の特定疾患通院交通費扶助は、特定疾患医療受給者証を所持されている方の通院に係る公共交通機関乗車料金の半額を助成するもので、しょうがい者通所等交通費扶助は、自立支援医療受給者等の通所・通院に係る公共交通機関乗車料金の半額を助成するものです。(4)障害者相談員設置事業は身体障害者相談員1名と知的障害者相談員1名の謝礼等で、(5)障害支援区分認定審査事業は、東胆振3町障害支援区分認定審査会の共同設置に伴い輪番制により令和6年度から3年間安平町が事務局となることからその運営経費を計上するもので、費用は3町の負担金としてそれぞれ均等割及び審査件数割で精算することとなります。148ページ、2項1目児童福祉総務費(1)児童福祉事務経費は説明欄に記載のとおりで、(2)子ども・子育て会議運営経費は委員14名の報酬及び費用弁償の計上です。150ページにまたがる(3)日本型CFCIモデル検証事業は、日本ユニセフ協会主催による子どもの権利条約を具現化する活動「子どもにやさしいまちづくり事業」を検証するものですが、フォーラム参加に係る旅費等を計上しています。(4)子ども家庭センター事業は、児童福祉法の改正に伴い子ども家庭センターの設置が努力義務化されたことから安平町においても整備等を進めるもので、先進事例視察研修旅費及び子ども家庭ソーシャルワーカー資格取得にかかる受講負担金を計上するものです。(5)要保護児童対策地域協議会運営経費は要保護児童の送致や担当者会議などに係る旅費の計上で、2目保育所運営費は他町への保育所入所に係る委託料です。151ページにまたがる3目子育て支援費(1)児童館運営経費は、早来児童センター・追分児童館に係る指定管理委託料等の計上で、(2)子ども発達支援事業費は早期療育事業に係る経費で説明欄に記載のとおりです。153ページにまたがる4目認定こども園運営経費(1)認定こども園等運営経費、14節エアコン設置工事は、はやきた子ども園に設置を行うもの、18節子どものための教育・保育給付費負担金は子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費等で、園児数に応じ国・道・町で応分の負担をするもの。児童福祉複合施設管理運営経費負担金は、おいわけ子ども園施設内に開設している早期療育に係る電気料等の負担金で、認定

こども園運営費補助金は入園児の処遇向上・健康管理や職員研修事業・給食費軽減補てん事業に対する補助金です。乳児等通園支援事業補助金は就労要件なしで0歳8か月以上から3歳未満の未就園児を対象に保育所等において一時的な預かりを行うなどの事業実施に対する補助金、特別支援教育推進補助金はしょうがい児特別保育認定児に対する補助金で、子ども・子育て支援事業補助金は延長保育・一時あずかり保育・子育て支援センター運営経費に対する補助金、保育教諭確保事業補助金は不足している保育教諭を確保するため無資格者の資格取得の支援補助で、その他については説明欄に記載のとおりです。154ページにまたがる5目児童手当費は説明欄に記載のとおりです。

155ページ、4款衛生費は対前年度比1億1698万5000円、21.2%の増で、1項1目地域保健費(1)救急医療体制業務の一次救急医療運営事業負担金は、1市4町の1次医療圏として休日夜間医療に係る苫小牧医師会への負担金で、広域救急医療対策事業負担金は1市4町による2次医療圏として休日夜間の高度な救急医療に係る負担金で、小児救急(二次)医療支援事業負担金も同様に1市4町の負担金です。156ページにまたがる(2)地域保健推進経費、7節行政ポイントは各種保健事業の利用などにより付与するもので、18節看護師等雇用確保助成金は看護師及び歯科衛生士を雇用した町内医療機関に対する助成金、専門医確保助成金は整形外科・小児科などの専門医の確保に対する助成金。157ページ、かかりつけ医確保助成金はかかりつけ医の確保、医療機器等購入費助成金は外来診療強化のための医療機器等の購入や更新を実施する医療機関に対して助成を行うもの。医療機関通院移送車運行支援助成金は町内患者の利便性の向上のため、移送車を運行する医療機関に対して助成をするもので、その他については説明欄に記載のとおりです。158ページにまたがる2目予防費(1)健康診査事業及び159ページにまたがる(2)健康教育事業は説明欄に記載のとおりで、(3)予防接種事業18節インフルエンザ予防接種料助成金は、接種日時時点で65歳以上の方、高校生以下の方を対象に予防接種料金を助成するもの。帯状疱疹予防接種料助成金はリスクの高い50歳以上を対象に生ワクチン及び不活性化ワクチンの予防接種料金の半額を助成するものです。新型コロナウイルス予防接種料助成金は65歳以上の接種者を対象に予防接種料金の一部を助成するもので、風しん予防接種助成金は妊娠初期における風しんの罹患による出世児の先天性風しん症候群を予防するため、妊娠中の女性とその配偶者を対象に予防接種料金の半額を助成するもの。成人用肺炎球菌予防接種料助成金は、65歳以上で前回の予防接種から5年以上経過している方を対象に自己負担金が3000円に消費税相当額を加えた額となるよう助成するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。161ページにまたがる3目母子保健費19節特定不妊治療費助成は、子どもを望んでも授からない町民の夫婦が行う保険適用外である先進的な一般不妊治療及び生殖補助医療にかかる治療費を助成する事業であります。安平町

は1回につき20万円まで独自助成として実施するもの、その他については説明欄に記載のとおりです。162ページ及び163ページにまたがる4目霊場費

(1) 斎場・墓地管理経費は説明欄に記載のとおりで、(2) 斎場・墓地整備経費は近年の地球温暖化による夏季の猛暑対策として追分斎場にエアコンを設置するものです。164ページにまたがる5目環境衛生費(1) 公衆トイレ管理経費は追分地区旧交通公園横のトイレに係る管理経費で、(2) 環境美化事業18節はごみボックスの購入費4基分と修繕費助成金の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。(3) 環境衛生事業経費は狂犬病予防接種に要する費用などの計上で、12節ゴミ収集業務委託料は高齢者が自らごみをステーションまで出すことが困難な世帯を対象に家庭ごみの個別収集の試行を行うものです。165ページ、(4) 環境衛生事務経費19節有料ごみ袋子育て世帯負担軽減措置事業扶助は、3歳未満の乳幼児の保護者・要介護3以上と認定された高齢者等を在宅で介護する者で生活支援事業を利用している介護者に対して月10枚、年120枚のごみ袋の支給を行うものです。166ページにまたがる(5) 合併処理浄化槽設置整備補助交付事業は公共下水道事業区域外の生活雑排水対策として合併浄化槽の設置費用等の一部を助成するもので、合併処理浄化槽設置整備補助金は合併処理浄化槽7人槽5基分を計上。また、水洗化等改造補助金は2件分を計上するものです。(6) 新エネルギー事業経費は説明欄に記載のとおりです。167ページにまたがる(7) 脱炭素化事業18節太陽光発電設備等設置事業補助金は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し公共施設等への太陽光発電設備や蓄電池等の設置を間接補助により行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。168ページにまたがる(8) 保護猫活動支援事業は動物愛護活動を実施する団体への支援を行うものです。6目公害対策費(1) 公害対策事務経費7節は不法投棄防止パトロール等の13名の環境マスターへの謝礼で、(2) 環境検査経費はゴルフ場流末の小河川及び企業等の水質検査等各種検査に係る経費です。

(3) 空家対策事務経費は空家対策協議会委員8名の報酬及び費用弁償の計上です。169ページにまたがる7目保健センター管理費は説明欄に記載のとおりで、170ページにまたがる2項1目衛生組合費は安平・厚真行政事務組合の負担金で、詳細は予算資料をご参照願います。2目し尿組合費は胆振東部日高西部衛生組合の負担金で、詳細は同じく予算資料のとおりで、3項1目水道費(1) 水道事業会計繰出金は水道事業会計への補助金です。

171ページ、5款労働費は対前年度比10万7000円、0.9%の増で、1項1目労働諸費及び172ページにまたがる2目労働会館施設費はそれぞれ説明欄に記載のとおりです。

173ページ、6款農林水産業費は対前年度比マイナス2709万7000円、7.0%の減で、174ページにまたがる1項1目農業委員会費は農業委員に係る経費が主なもので内容は説明欄に記載のとおりです。175ページにまたがる2目農業総務費12節は、農業振興地域整備計画の見直しに伴い円滑な農地管理を進め

るため管理システムを導入しており、今後の各種手続きによる変更等、農用地等の利用状況について適正な管理を実施するためシステムの継続的な更新・保守を行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。176ページにまたがる3目農業施設管理経費から4目農業振興費(3)農業振興基金積立金までは説明欄に記載のとおりです。177ページ、(4)生産振興対策事業経費18節緑肥導入促進事業補助金は土地利用型作物の連作による土壌病害虫の発生により農地の生産力が低下し収益性の安定化に支障を生じないよう、対象緑肥作物を作付けした町内に1年以上在住する農業者及び農業法人に対して事業費の4分の1以内を助成するもので、地域農業支援システム整備推進事業費補助金は耕畜連携や農業機械等の共同利用等を行う農業団体等が地域の課題解決や活性化を図るために必要とする作業機械等の導入に対して500万円を上限に2分の1を助成するもの。土壌分析推進事業費補助金はバランスの取れた土づくりと作物の安定生産を図るため土壌診断費用1点あたり2分の1を補助するものです。(5)農業制度資金関係利子助成事業経費は説明欄に記載のとおりで、178ページにまたがる(6)鳥獣被害防止総合対策事業経費18節狩猟免許申請手数料等助成金及びくくり罨購入費助成金は新規狩猟者の育成と人材確保のために免許取得に係る支援などを行うものです。179ページ、(7)環境保全型農業直接支援対策事業経費は、事業実施に伴い国・道及び町がそれぞれ負担する経費を計上したもので、(8)経営所得安定対策推進事業経費18節安平町農業再生協議会交付金は、経営所得安定対策の推進・関係機関との連携・戦略作物の生産振興や米の需給調整のために組織された安平町農業再生協議会の営農計画や各種交付申請受付事務、担い手への農地集積推進事業に対して交付金を交付するもの。(9)有機農業推進事業は国庫補助事業で作成した安平町有機農業実施計画の推進のため安平町有機農業推進協議会の支援するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。180ページにまたがる5目畜産業費(1)畜産関係団体等補助金の耕畜連携支援事業補助金は酪農家の自給飼料確保強化と耕種農家の輪作体系改善を図るため耕種農家にデントコーン作付けを委託した酪農家に助成を行うもの。優良黒毛和種繁殖牛導入事業補助金は、遺伝子情報の解析により的確に後継牛を判断し繁殖牛群の高位平準化に努め、素牛市場における有利販売につなげるための遺伝子検査に対する経費助成として1頭あたり4000円を補助するもの。酪農・畜産特別対策事業補助金は、酪農畜産農家の基盤強化と経営安定を図るため高位飼料生産に係る草地更新事業及び優良乳用牛導入保留に対して補助するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。(2)畜産事務経費及び181ページ、(3)ホッカイドウ競馬協賛事業はいずれも説明欄に記載のとおりで、(4)公共牧場整備事業は旭陽牧場の草地整備事業に対する補助金の計上です。6目土地改良事業費(1)北海道土地改良事業団体連合会負担事業は説明欄に記載のとおりで、182ページにまたがる(2)土地改良事業費の18節多面的機能支払交付金は農業者及び地域

住民が地域の農用地等の保全管理・農村環境の保全並びに農業用施設の軽微な補修等を行う活動組織に対して交付金を交付するもの。(3) 農道整備事業は道営農村整備事業の向陽3号線の未改良区間の道路整備事業の町負担分の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。7目安平川地区国営土地改良事業費は、追分地区の水田用水や畑地かんがい用水などの営農用水を確保する施設の維持管理経費を計上するものです。184ページ、8目就農促進対策費(1) 就農促進事業は説明欄に記載のとおりで、(2) 新規就農者育成総合対策事業は農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入費用の支援をするもので、その他については説明欄に記載のとおりです。185ページ、9目ダム管理費、186ページ、17節車両はダム管理用警報車両更新を行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。187ページ、2項1目林業総務費は説明欄に記載のとおり、188ページにまたがる2目林業振興費(1) 林業振興事業経費18節造林推進事業補助金は森林育成事業として継続事業ではありますが、安平町のゼロカーボンの一環として造林後の下刈・保育間伐・野ねずみ駆除等に係る標準経費の10%を補助し、森林環境の循環促進を図るため負担を軽減するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。189ページにまたがる(2) 町有林管理経費12節は調査・地拵・下刈を実施するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。

190ページ、7款商工費は対前年度比2081万7000円、4.3%の増で、191ページにまたがる1項1目商工業振興費(1) 企業誘致推進事業経費12節は地方への人・事業所・企業の流れの促進に向け、首都圏等から地方へのサテライトオフィスに関心・検討を寄せる事業所や企業の誘致を図るため、誘致コンシェルジュの配置や企業とのマッチングから商談機会へ繋げる取組みを行うものです。(2) 中小企業融資事業は説明欄に記載のとおりで、(3) 仮設店舗設置事業経費は共同店舗用地の賃貸借料などの計上です。193ページにまたがる(4) 商工振興事業経費18節経営強化促進補助金は、既存商店を守っていくため商工業者が長期的な視点に立ち、経営基盤の強化に向けた創意工夫を凝らした取組みに対して支援するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。(5) 安平町商工会補助金18節安平町消費拡大地域活性化事業補助金は、物価高の影響による家計への負担軽減と地域経済の活性化を目指し地域活性化プレミアム商品券の発行に係る経費を補助するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。194ページ、(6) にぎわい交流館管理経費及び195ページにまたがる(7) 工業団地等管理経費は説明欄に記載のとおりです。(8) チャレンジショップ事業13節はトレーラーハウス設置場所の土地借上料の計上、18節チャレンジショップ事業補助金はチャレンジショップでの起業に必要な設備や備品の整備に対する補助金で、その他については説明欄に記載のとおりです。196ページにまたがる(9) あびら起業家カレッジ事業は、町内に不足する業種等のビジネスモデルの提案や首都

圏在住の起業創業希望者のマッチングを図る起業創業と移住を連動させた取組みを展開するものです。2目観光費、197ページ及び198ページにまたがる

(1) 道の駅運営事業経費2節給料から4節共済費及び18節市町村職員福祉協会負担金は、集落支援員であるベジステ専任職員に係る経費の計上で、12節道の駅指定管理料は第2期指定管理期間の5年目に係る指定管理料、観光プロモーション業務委託料はテレビ・ラジオ・雑誌などの各種メディアを活用した安平町全体のプロモーション業務に係る委託料、18節道の駅プロモーション事業交付金は道の駅運営者が実施するプロモーションに対する交付金。道の駅交通警備負担金は公共施設としての負担分の計上。道の駅イベント事業交付金は道の駅の運営者による賑わい創出イベントに対する交付金。直売所運営支援補助金は、ベジステの安定的な運営に向け野菜を円滑に集荷するシステムを実施する事業に対する補助金で、その他については説明欄に記載のとおりです。(2) イベント経費18節うまかまつり実行委員会交付金は合併20周年記念事業の上乗せ分と経年劣化による備品の更新分を増額しています。(3) 観光協会補助金は説明欄に記載のとおりで、199ページ、(4) ふるさと産品開発奨励事業18節地域ブランド化推進支援事業助成金は、地域資源等を活用した新たな特産品の開発や既存商品の付加価値向上の取り組みと、道の駅で販売する商品開発に対する助成金。商品開発補助金は指定管理者が実施する道の駅メニュー開発に対する補助金です。200ページ及び201ページにまたがる(5) 観光事業経費12節回遊交流事業委託料は、道の駅への来訪者を町内店舗等に誘引し回遊交流を具現化する事業を行うもので、地場産品販路拡大業務委託料は、観光協会に委託しているふるさと納税お礼品事務委託業務をふるさと納税に限らず幅広く地場産品の販路拡大を目指していくため業務の名称変更を行うもので、18節菜の花イベント支援事業補助金は菜の花鑑賞の観光客増加に伴う対策を講じるため圃場における駐車場確保をはじめとした混雑緩和策への支援や交通安全対策に加え、オーバーツーリズム対策研究などを行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。(6) 物産館管理経費は説明欄に記載のとおり、202ページにまたがる3目道央新事業創出促進事業費は道央産業振興財団派遣嘱託職員に係る人件費見合い分の負担金の計上です。

203ページ、8款土木費は対前年度比マイナス5878万6000円、5.2%の減で、204ページにまたがる1項1目土木総務費から206ページにまたがる2項2目道路維持費(1) 道路施設等維持管理経費及び(2) 除雪対策経費までは説明欄に記載のとおりで、(3) 町道補修事業は青葉団地東2条線などの町道舗装打替事業及び若草団地幹線1号線の歩道修繕事業などの計上です。207ページ、3目道路新設改良費12節は遠浅酪農2号線改良舗装事業の測量調査委託料の計上、14節は遠浅酪農2号線改良舗装工事の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。208ページ、4目橋りょう維持費12節道路橋点検業務委託料は町道橋12橋の定期点検に係る経費の計上で、その他につい

ては説明欄に記載のとおりです。209ページにまたがる3項河川費1目河川維持費は準用河川及び普通河川の維持補修及び二級河川の樋門・樋管の管理費で、説明欄に記載のとおりです。210ページにまたがる4項1目都市計画総務費1節及び8節は委員10名の報酬及び費用弁償の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。211ページにまたがる(1)鹿公園管理経費は説明欄に記載のとおりで、(2)ときわ公園管理経費12節水質検査業務委託料はときわキャンプ場に設置されている合併浄化槽の放流水の水質を調査するもの、その他については説明欄に記載のとおりです。212ページ及び214ページにまたがる(3)町内公園管理経費12節安平町公園ストック・再編計画策定業務委託料は人口減少や高齢化など社会情勢の変化に対応した公園づくりを行うための計画策定を行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。215ページにまたがる3目緑化推進費及び4目地籍調査費は説明欄に記載のとおりです。216ページにまたがる5目公共下水道費は下水道事業会計への繰出金となっており、内訳は説明欄に記載のとおりです。217ページにまたがる5項1目住宅管理費(1)公営住宅管理経費は説明欄に記載のとおりで、(2)住宅リフォーム助成事業は住宅の安全性や居住性の向上を図り移住定住の推進と町民が安心して住み続けられる住まいづくりを進めるとともに、町内住宅関連事業所を中心とする地域経済の活性化を図ることを目的に住宅リフォームに要する費用の一部を助成するもので、(3)住宅・建築物耐震化改修等事業は所有者自ら居住の用に供している住宅で昭和56年5月31日以前に着工された住宅の耐震診断を実施した場合、耐震診断の結果現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断された住宅の補強設計を実施した場合は対象経費の3分の2及び耐震改修工事を実施した場合は対象経費の23%それぞれ上限額を設定して補助するものです。218ページ、2目住宅建設費は説明欄に記載のとおりです。

219ページ、9款消防費は対前年度比6767万3000円、18.7%の増で、1項1目消防組合費は胆振東部消防組合の負担金で、詳細は添付の予算資料をご参照願います。2目災害対策費(1)防災会議経費は委員17名のうち支給対象者6名分の報酬及び費用弁償の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。220ページ及び221ページにまたがる(2)防災対策事務経費は安平町災害時備蓄計画に基づき災害発生時の毛布や応急的な水・食料等の物資などを計画的に配置するもので、説明欄に記載のとおり。(3)防災訓練事業経費及び(4)防災体制整備事業は説明欄に記載のとおりです。(5)全国瞬時警報システム整備事業は、現行の第2世代機での受信サポートが令和8年度末で終了するため更新を行うもので、受信機及びCSアンテナの整備を行うものです。

222ページ、10款教育費は対前年度比1億7011万5000円、20.0%の増で、1項1目教育委員会費は教育委員4名の報酬及び費用弁償と教育長交際費などを計上。223ページ及び224ページにまたがる2目事務局費は説明欄に掲載の

とおりです。225ページにまたがる3目義務教育振興費(1)学校施設管理経費は追分小・中学校及び早来学園に係る電気料・水道料・電話料などの共通経費の計上で説明欄に記載のとおりです。226ページにまたがる(2)教育団体等補助金は各小中学校の関係団体等に係る負担金補助及び交付金で説明欄に記載のとおりです。(3)就学援助経費は要保護・準要保護世帯分と特別支援教育就学奨励費の計上で、(4)教科書及び指導書購入事業は説明欄に記載のとおりです。4目教育振興費、(1)子ども達と外国人との交流活動事業は外国語指導助手を活用した外国語活動を実施するもので、227ページにまたがる(2)教職員経費は教職員健康診断委託料及び人間ドック負担金の計上です。228ページから230ページにまたがる(3)教育振興経費は学校健診やフッ化物洗口、教育支援委員会に係る経費の計上で、(4)道立追分高等学校支援事業12節は英会話講師の派遣、18節は通学者対象のJR利用定期代の全額補助や新1年生を対象に情報機器端末の1人1台支給などの支援を行っています。231ページにまたがる(5)学校施設管理経費17節パソコン及び関連機器等は学習タブレットの更新で、その他については説明欄に記載のとおりです。232ページ及び233ページにまたがる(6)教育魅力化推進事業、1節・3節・4節・8節及び18節には学校運営協議会委員に係る経費、地域プロジェクトマネージャー及び地域おこし協力隊に係る人件費が含まれており、その他については説明欄に記載のとおりです。234ページにまたがる(7)教育支援体制整備事業は校内支援センターの設置に係る校内支援センター支援員及びスクールソーシャルワーカーの人件費などの計上です。5目教員住宅管理費及び235ページにまたがる6目スクールバス管理費は、説明欄に記載のとおりです。236ページ及び237ページにまたがる2項1目学校管理費は追分小学校の維持管理に係るもので説明欄に記載のとおりで、2目教育振興費は追分小学校の学校運営に係る経費で説明欄に記載のとおりです。238ページ3項1目学校管理費は追分中学校の維持管理に係るもので説明欄に記載のとおりで、240ページにまたがる2目教育振興費は追分中学校の学校運営に係る経費で説明欄に記載のとおりです。241ページにまたがる4項1目学校管理費は早来学園の維持管理に係るもので説明欄に記載のとおりで、242ページにまたがる2目教育振興費は早来学園の学校運営に係る経費で説明欄に記載のとおりです。

○議長(多田政拓君) 副町長ちょっとお待ちください。一旦休憩をとりますので。15時45分まで休憩します。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時45分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を続けます。副町長、説明の続きをお願いします。

○副町長（田中一省君） 前の方から言います。241ページにまたがる4項1目学校管理費は早来学園の維持管理に係るもので説明欄に記載のとおりで、242ページにまたがる2目教育振興費は早来学園の学校運営に係る経費で説明欄に記載のとおりです。243ページにまたがる5項1目社会教育総務費、（1）社会教育委員会経費は15名の委員に係る報酬・費用弁償などの計上。（2）社会教育事業経費12節社会教育活動プラットフォーム構築業務委託料は、学校運営協議会の存在意義を明確にし、その活動を持続可能なものにするために文科省が推奨する学校運営協議会と地域学校協同活動との一体的な推進と社会教育活動等との包括的な改革を進める事業で、その他については説明欄に記載のとおりです。244ページ、（3）社会教育関係団体等補助金及び（4）社会教育総務経費はいずれも説明欄に記載のとおりです。245ページ、2目文化財保護施設費（1）鉄道資料館管理経費18節安平町追分SL保存協力会交付金は柏が丘公園におけるミニSLの車両運行に係る交付金で、その他については説明欄に記載のとおりです。246ページにまたがる（2）文化財・文化財保護施設管理経費は委員7名に係る報酬・費用弁償及び郷土資料館管理経費などの計上、その他については説明欄に記載のとおりです。247ページにまたがる3目公民館費（1）公民館管理運営経費は説明欄に記載のとおりで、248ページにまたがる（2）公民館施設管理経費は追分・安平・遠浅の各公民館に係る経費で、その他については説明欄に記載のとおりです。249ページ及び250ページにまたがる（3）公民館図書購入事業1節は追分公民館図書室図書整理事務補助員1名分の計上で、2節は追分公民館図書室図書司書員1名分の計上、3節・4節及び19節市町村職員退職手当組合負担金及び市町村職員福祉協会負担金は図書室の会計年度任用職員に係るもので、その他については説明欄に記載のとおりです。251ページにまたがる6項1目保健体育総務費（1）スポーツ推進委員会運営経費は16名の委員に係る報酬・費用弁償の計上、（2）社会体育団体等補助金は説明欄に記載のとおりです。252ページにまたがる2目生涯スポーツ振興事業費（1）生涯スポーツ振興事業、7節講師謝礼及び12節・18節は部活動の地域展開に伴う経費で、その他については説明欄に記載のとおりです。253ページにまたがる3目体育施設費は町内の体育施設の共通経費に係るもので、社会教育施設指定管理料は債務負担行為により実施するスポーツセンター・早来公民館指定管理事業の令和8年度分の指定管理料の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。254ページから257ページにまたがる4目学校給食費は学校給食センターの管理運営経費で、1節及び8節の費用弁償は学校給食センター運営委員9名分の費用の計上で、2節・3節・4節及び19節市町村職員退職手当組合負担金及び市町村職員福祉協会負担金は管理栄養士1名分の費用の計上です。256ページ

ジ、14節は屋上防水工事の実施、17節は食器等の更新を行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。5目スキー場管理費は安平山スキー場及び安平山パークゴルフ場に係る経費で、258ページにまたがる(1)スキー場施設管理経費及び259ページにまたがる(2)安平山パークゴルフ場施設管理経費までは説明欄に記載のとおりです。6目町民プール管理費及び260ページ、7目スポーツセンター管理費(1)多目的スポーツセンター施設維持管理経費は説明欄に記載のとおりで、261ページにまたがる(2)せいこドーム維持管理経費14節は屋上防水工事の実施で、その他については説明欄に記載のとおりです。262ページにまたがる8目野球場管理費は、ときわ球場及び柏が丘球場の管理経費で説明欄に記載のとおりです。

263ページ、11款公債費は対前年度比1億1999万4000円、13.8%の増で、1項1目元金は定期償還分で本年度より早来学園建設事業の元金償還が開始となります。2目利子は償還利子及び一時借入金利子で説明欄に記載のとおりです。

264ページから265ページにまたがる12款給与費は、対前年度比5962万6000円、5.2%の増で、特別職3名と一般会計支給対象職員135名、再任用職員6名に係る人件費を計上しています。なお、給与費の明細につきましては267ページから272ページに掲載しています。

266ページ、13款予備費は前年度と同額の計上となっています。

引き続き歳入を説明いたしますので10ページをお開きください。

1款町税1項1目個人現年課税分は所得割の減などにより対前年度比9665万4000円の減、滞納繰越分は滞納繰越見込額2405万4000円の徴収率20%程度を見込んでいます。11ページにまたがる2目法人現年課税分は法人税割の増などにより対前年度比1488万8000円の増で、滞納繰越分は滞納繰越見込額67万6000円の徴収率10%程度を見込んでいます。2項1目固定資産税は12ページにまたがりませんが、現年課税分は償却資産の減などにより前年度比3194万2000円の減、滞納繰越分は滞納繰越見込額5605万3000円の徴収率3%程度を見込んでいます。2目国有施設等所在市町村交付金現年課税分は令和8年度分として通知のあった額を計上したもので、13ページ、3項1目軽自動車税種別割現年課税分は3か年平均で見込み、滞納繰越分は滞納繰越見込額154万6000円の20%程度を見込んでいます。2目軽自動車税環境性能割は令和8年3月末をもって制度廃止となりますが、2～3月分を当該年度の収入見込分として計上しています。14ページにまたがる4項1目町たばこ税は実績などから前年度比68万1000円の減としたものです。5項1目入湯税は令和4年4月から徴収開始した目的税で安平町では鶴の湯温泉が該当になります。実績などから前年度比2万9000円の減としたものです。

15ページ、2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税は揮発油税の100分の42が町道の延長及び面積に応じ交付されるものですが、令和7年12月31日の暫定税率の廃止に伴う減額分などを勘案して前年度比で378万9000円の減と

しています。2項1目自動車重量譲与税は自動車重量税の1000分の407を町道の延長及び面積に応じ交付されるものですが、実績などから前年度比の39万9000円増としています。3項1目森林環境譲与税は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたもので、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用として毎年各自治体へ譲与されるもので、実績などから前年度比の52万2000円減としています。

16ページ3款利子割交付金から21ページ8款ゴルフ場利用税交付金までは令和7年度までの決算見込み等を勘案してそれぞれ計上しています。

22ページ、9款環境性能割交付金は制度廃止となりますが、令和7年度3月期交付分の精算について3月分の収入見込額が上回った場合を想定した科目設定としています。

23ページ、10款国有提供施設所在市町村交付金は令和7年度までの決算見込み等を勘案し前年度比の80万円増としています。

24ページ、11款地方特例交付金は制度廃止に伴う減収影響分として地方揮発油譲与税減収補填特例交付金及び自動車税減収補填特例交付金、軽自動車税減収補填特例交付金を見込んで前年度比の1564万9000円増としています。

25ページ、12款地方交付税の普通交付税ですが、令和8年度から算定基礎となる人口については令和7年国勢調査の人口を用いることになっています。国の地方財政計画における地方交付税の総額が20兆1848億円、前年度比で1兆2274億円、6.5%の増となっています。地方公務員の給与改定に要する経費について各算定費目の単位費用等において反映されることになっています。このうち会計年度任用職員に係る給与改定に要する経費については従事する職務を具体的に想定している会計年度任用職員に要する経費について各算定費目において算定し、その他の会計年度任用職員に要する経費については包括算定経費において算定されることになっています。また、物価高対応として、ごみ収集・学校給食など地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料、道路や河川等の点検・補修に係る維持補修費、民間事業者への補助など関係経費の単位費用が引き上げとなっています。さらに学校・福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰に対応するため引き続き包括算定経費において一括して算定することになっています。令和8年度予算の算定にあたってはこれらを勘案し前年度比で2292万6000円、1.0%の増で、令和7年度の交付実績対比ではマイナス1億9747万8000円、8.2%の減となります。また、特別交付税は対象事業を勘案し前年度と同額としています。26ページ、13款交通安全対策特別交付金は令和7年度の決算見込等から算出しています。

27ページ、14款分担金及び負担金1項1目民生費負担金及び2目衛生費負担金は説明欄に記載のとおりで、農林水産業費負担金は事業終了により廃目

となります。

28ページ、15款使用料及び手数料1項1目総務使用料、移住促進住宅使用料は2戸分の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。2目民生使用料から36ページ、2項4目土木手数料までについては説明欄に記載のとおりです。

37ページ、16款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費負担金は認定こども園運営に係るもので、38ページにまたがる児童手当負担金は説明欄に記載のとおりで、子育てのための施設等利用給付交付金は預かり保育事業の無償化に伴う国庫負担分を計上しています。しょうがい者自立支援給付費等負担金及びしょうがい者医療費負担金は事業費の2分の1をそれぞれ計上するもので、39ページ、保険基盤安定負担金は国保基盤安定負担金保険者支援分などを計上するもので、低所得者保険料軽減負担金は介護保険料に消費税による公費を投入して低所得者の保険料軽減を行うものです。2目衛生費国庫負担金、母子保健事業費負担金は記載のとおりです。40ページにまたがる2項1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金のマイナンバーカード交付事務費補助金はマイナンバーカードの更新手続きに係る経費に対する補助金、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金は公用車購入に対する補助金、2節地域未来交付金は全世代をつなぐ生きがい支援、こどもまんなかでみんなにやさしいまちプロジェクト及びデジタル人材の育成確保と企業誘致・就労創出を連動させたスマートワーク推進プロジェクトに対する補助金です。2目民生費国庫補助金の地域生活支援事業費補助金は日常生活用具の支給や成年後見制度利用支援等の補助金で、保育対策総合支援事業費補助金は広域的保育所等利用事業などに対する補助金、こども政策推進事業費補助金は早来児童センター等に対する補助金、41ページにまたがる地域子ども・子育て支援事業交付金は子育て支援事業や放課後児童保育等に係る補助金です。3目衛生費国庫補助金、感染症予防事業費等補助金は風しん抗体検査や予防接種費用などに対し対象経費の2分の1を計上するものです。42ページ、妊婦支援給付事業交付金は妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業に対するもの。母子保健衛生費補助金は1か月児健康診査及び5歳児健康診査及び産婦健診に対し交付されるもの。8020運動推進特別事業実施補助金は歯科疾患予防事業等に対するもの。地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は太陽光発電設備等設置事業補助金に対する交付金です。43ページにまたがる4目土木費国庫補助金はいずれも説明欄に記載のとおりです。44ページ、5目教育費国庫補助金の教育援助費補助金は特別支援教育奨励金に係るもの。公立学校情報機器整備費補助金は学習用タブレット端末更新事業に係る国費負担分として計上するものです。3項1目総務費委託金から3目農林水産業費委託金までは説明欄に記載のとおりです。

45ページ、17款道支出金1項1目民生費道負担金の子どものための教育・保育給付費負担金は国庫負担金と同様で、46ページにまたがる児童手当負担

金は説明欄に記載のとおりで、子育てのための施設等利用給付交付金はともに国庫負担金と同様です。しょうがい者自立支援給付費等負担金及びしょうがい者医療費負担金は事業費の4分の1を計上するもので、47ページ、保険基盤安定負担金は説明欄に記載のとおり、民生委員費負担金は民生委員活動費に対する負担金、低所得者保険料軽減負担金は国庫負担金同様のもの負担軽減に要する費用の4分の1を計上するものです。48ページ、2目衛生費道負担金の保健事業費負担金は健康教育・健康診査に対する負担金で、養育医療費負担金は国庫負担金と同様のもの。2項1目総務費道補助金の電源立地地域対策交付金は小・中学校等の燃料費に充当するもの。49ページにまたがる2目民生費道補助金の1節児童福祉費補助金、保育対策総合支援事業費補助金は、はやきた子ども園のエアコン設置事業に対する補助金、地域子ども・子育て支援事業費交付金は国庫補助金同様に子育て支援事業や放課後児童保育等に対する補助金で、多子世帯保育料軽減支援事業は保育料の軽減に対する補助金2節しょうがい者福祉費補助金、地域生活支援事業費補助金は国庫補助金同様の内容で対象経費の4分の1を計上するものです。50ページ、3節老人福祉費補助金、介護保険利用者負担軽減事業補助金は低所得者のデイサービスやショートステイの利用料の軽減等補助金で、老人クラブ運営事業補助金は説明欄に記載のとおりで、権利擁護人材育成事業費補助金は成年後見支援センター広域設置負担金に対する補助金で、51ページにまたがる4節医療給付事業費補助金は説明欄に記載のとおりです。3目衛生費道補助金、1節母子保健費補助金、妊産婦安心出産支援事業補助金は、妊婦健診等の際に町外産科医療機関を受診した場合の交通費を助成する制度に対する補助金、妊婦支援給付事業交付金は国庫補助金と同様のもの、北海道不妊治療等助成事業補助金は保険適用外の先進不妊治療に係る補助金に対し交付を受けるもの。52ページにまたがる2節保健事業費補助金、地域自殺対策強化交付金はこころの健康相談事業などに対し交付されるものです。4目農林水産業費道補助金から54ページ、5目土木費道補助金までは説明欄に記載のとおり、6目教育費道補助金1節地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金は記載のとおり、教育支援体制整備事業費補助金はスクールソーシャルワーカー活用事業及び校内教育支援センター支援員配置事業に対する補助金です。3項1目総務費委託金から56ページ、3項3目土木費委託金までは説明欄に記載のとおりです。

57ページ、18款財産収入1項1目財産貸付収入から58ページ2目利子及び配当金は説明欄に記載のとおりで、2項1目不動産売払収入1節土地売払収入はラ・ラ・タウン1区画分を計上しております。2節立木売払収入及び59ページにまたがる2目物品売払収入は説明欄に記載のとおりです。

60ページ、19款寄付金1目一般寄付金は科目設定、2目指定寄付金はふるさと納税及び企業版ふるさと納税による寄付見込額をそれぞれ計上しています。

61ページ、20款繰入金 1 項 1 目財政調整基金繰入金は本予算の財源調整で、2 目減債基金繰入金は令和 8 年度の臨時財政対策債元利償還金に充当するものです。3 目まちづくり基金繰入金は公共施設の L E D 化事業、民間賃貸共同住宅等建設支援事業、デマンド交通運行事業や地域医療提供体制維持費補助金交付事業などに充当し、4 目産業づくり基金繰入金は生産振興対策事業や畜産関係事業・造林推進事業などに充て、5 目ひとづくり基金繰入金は新規就農対策事業や文化・スポーツ大会参加助成事業などに充当しています。62ページ、6 目ふれあい基金繰入金は防災行政情報告知ネットワーク構築事業などに充てるもので、7 目地域雇用創出推進基金繰入金は瑞穂ダム管理経費に充てるものです。8 目農業振興基金繰入金は農業振興資金貸付金として、9 目育成基金繰入金は奨学資金給付事業、10 目まちづくりファンド繰入金はまちづくり事業支援交付金や地区別計画協働づくり事業に充て、2 項 1 目特別会計繰入金の介護保険事業特別会計繰入金は介護用品支給事業に係るもので、国民健康保険事業特別会計繰入金は国保被保険者分のインフルエンザ予防接種助成等に係るものです。

63ページ、21款繰越金は科目設定です。

64ページ、22款諸収入 1 項 1 目延滞金から 3 目過料までは科目設定で、2 項 1 目労働福利厚生資金貸付金元利収入から 65 ページ、3 目中小企業貸付金元利収入までは説明欄に記載のとおりです。3 項 1 目衛生費受託事業収入は後期高齢者受託事業に係るもので、2 目農林水産業費受託事業収入は土地改良区への技術支援に対する事業収入、3 目土木費受託事業収入はフモンケ地区第 1 幹線排水路管理受託事業収入で、4 目総務費受託収入は気象観測業務謝金の収入です。66ページ、4 項 1 目滞納処分費から 4 目弁償金までは科目設定、67ページにまたがる 5 目納付金は説明欄に記載のとおりです。69ページまでまたがる 6 目雑入、68ページの障害支援区分認定審査会負担金は東胆振 3 町障害支援区分認定審査会の共同設置に伴う 3 町の負担金で、その他についてはそれぞれ説明欄に記載のとおりです。

70ページ、23款町債 1 目総務債から 72 ページにまたがる 7 目教育債までは説明欄に記載のとおりとなります。

続きまして 6 ページをお開きください。第 2 表債務負担行為は追分支所入金機導入事業で、令和 9 年度から 12 年度まで限度額を 492 万 8000 円とし、それぞれ債務負担行為を設定するものです。

第 3 表地方債は町債の説明欄にある事業ですが、起債の目的・限度額については、公共施設改修事業 1260 万円、公用車購入事業 640 万円、公共施設 L E D 化事業 4980 万円、自治体 D X 推進事業 130 万円、はやきた子ども園エアコン設置事業 1540 万円、地域医療提供体制維持費補助事業 3500 万円、合併処理浄化槽設置事業 220 万円、スマートメーター受信機購入事業 1250 万円、向陽 3 号線農道整備事業 1120 万円、遠浅酪農 2 号線改良舗装事業 6400 万円、町道舗装打替事業 1200 万円、橋りょう長寿命化修繕事業 1480 万円、河川浚渫推進事業

350万円、全国瞬時警報システム更新事業920万円、防災行政無線蓄電池更新事業290万円、せいこドーム改修事業1億1130万円、給食センター改修事業8020万円で、起債の方法・利率・償還の方法は記載のとおりです。

以上、令和8年度安平町一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ90億4813万3000円とするものです。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。

◎ 延会宣言

○議長（多田政拓君） お諮りします。本日の会議はこの程度に留め、ここで延会したいと思います。これにご異議ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。なお、明日、明後日は休会とし3月9日月曜日は午前10時に再開しますのでご参集をお願いします。本日はこれで延会します。ご苦労様でした。

休会 午後 4時16分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
